

# 北海道における総合評価落札方式 のガイドラインの運用

令和3年(2021年)3月

農 政 部

# 目 次

I	ガイドラインの目的	
1	ガイドラインⅠ－2適用について	1
2	ガイドラインⅠ－3用語の定義について	1
II	総合評価落札方式の概要	
3	ガイドラインⅡ－3総合評価落札方式の適用区分 施工計画審査タイプ 施工実績審査タイプ	1
4	適用区分のまとめ（フロー）	2
III	総合評価落札方式の各方式	
5	ガイドラインⅢ－3－1適用区分	3
6	ガイドラインⅢ－3－2－1簡易な施工計画	5
7	ガイドラインⅢ－3－2－2企業の施工能力	7
15	ガイドラインⅢ－3－2－3配置予定技術者	9
21	ガイドラインⅢ－3－2－4担い手の育成・確保	11
22	ガイドラインⅢ－3－2－5地域の守り手確保	11
26	ガイドラインⅢ－3－2－6地域建設業経営環境評価	19
27	ガイドラインⅢ－3－2－7減点項目	20
28	ガイドラインⅢ－3－2－8標準評価項目	21
34	ガイドラインⅢ－3－3共同企業体	21
36	ガイドラインⅢ－3－4履行確認・ペナルティ・評価結果の確認	22
37	ガイドラインⅢ－3－2－9評価点事後審査方式の試行について	24
IV	参考資料	
38	ガイドラインⅣ－1簡易型総合評価落札方式実施フロー	27
39	ガイドラインⅣ－2特記仕様書（簡易型総合評価落札方式）	30
40	ガイドラインⅣ－4様式集	32

「北海道における総合評価方式のガイドラインの制定について」(平成22年3月31日付け建技第1344号 農政部長、水産林務部長、建設部長通達。以下「ガイドライン」という。)の改正に係る農政部が所管する工事におけるガイドラインの運用を定める。

### 1 ガイドライン I-2適用について

農業農村整備事業等の工事で実施する総合評価落札方式の試行にあたり、ガイドラインで定めた基本事項のほか、ガイドラインの運用を定め実施する。

### 2 ガイドライン I-3用語の定義について

#### (5) A等級対象額

契約の種類が農業土木工事の請負契約の場合、7千万円以上がA等級対象額である。

### 3 ガイドライン II-3総合評価落札方式の適用区分

#### 「(2) 簡易型」について

簡易型総合評価落札方式は、当面、工事難易度評価により次のタイプを適用する。

適用区分は、予定価格が2千5百万円以上の工事に適用する。

特定企業体運用基準対象額は、特定建設工事共同企業体を活用する指標としている予定価格の金額をいう。なお、令和3年4月現在の金額は3億円となる。

#### ア 施工計画審査タイプ

(ア) 予定価格が特定企業体運用基準対象額以上5億円未満の工事。

(イ) 予定価格がA等級対象額以上特定企業体運用基準対象額未満で、表C工事難易度評価表(以下「難易度評価表」という。)の大項目で2つ以上A評価と判定された工事。

#### イ 施工実績審査タイプ

(ア) 予定価格がA等級対象額以上特定企業体運用基準対象額未満で、表C難易度評価表の大項目でA評価が1つ以下と判定された工事。

(イ) 予定価格が2千5百万円以上A等級対象額未満で、表C難易度評価表の大項目で1つ以上A評価と判定された工事。

(ウ) 「施工実績審査タイプ地域型の試行」は適用しない。

#### ウ 専門工事タイプ

「ウ 専門工事タイプ」は適用しない。

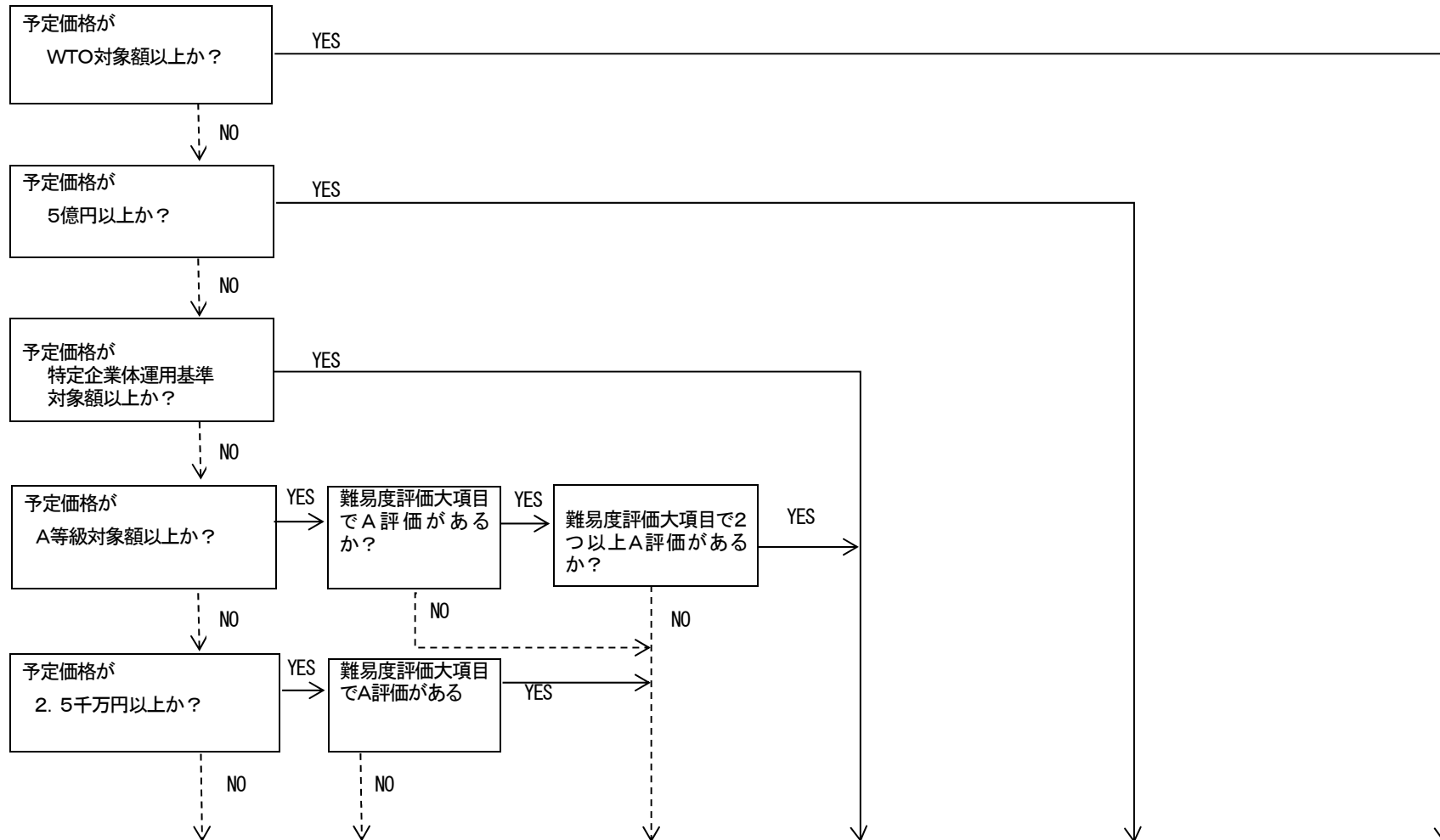
適用区分イメージ図(表A)

予定価格			
WT0対象額			
5億円			
特定企業体運用基準対象額		難易度～高い	難易度～低い
A等級対象額			
2千5百万円			
	標準型	施工計画 審査タイプ	施工実績 審査タイプ
		簡易型	

#### 凡例

- 原則、総合評価落札方式を適用する範囲
- 総合評価審査委員会で必要と認められた場合、または難易度評価1つ以上A評価と判定により、総合評価落札方式を適用する範囲

4 適用区分のまとめ(フロー)



タイプ	総合評価落札方式を適用しない	施工実績審査タイプ	施工計画審査タイプ※	—	—
評価値算出方法	い	加算方式	加算方式	加算方式	除算方式
確実性審査の適否		×	×	×	○

※工事難易度評価表により大項目で2つ以上A判定とならなかった場合、施工実績審査タイプによることができる。

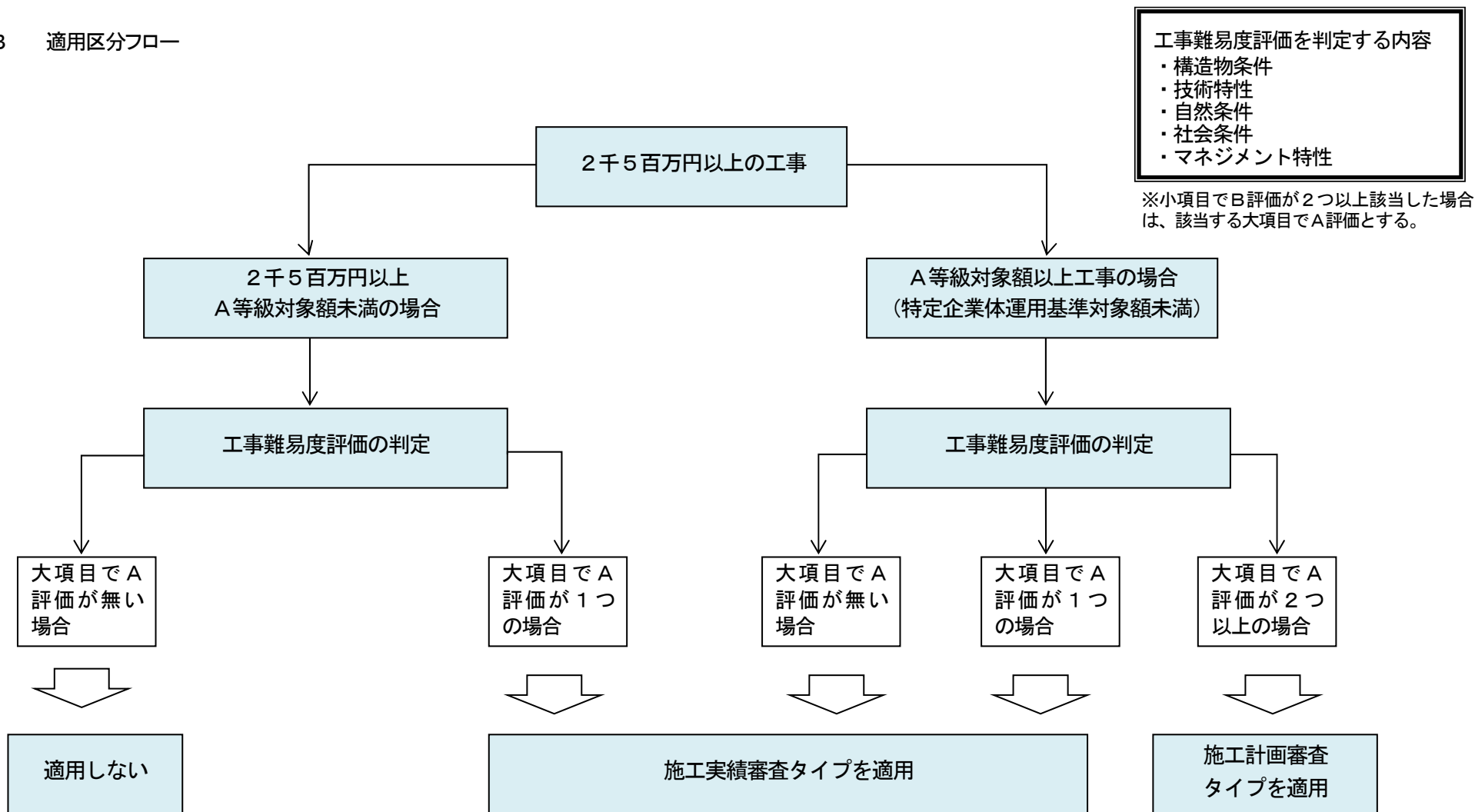
## 5 ガイドラインⅢ-3-1適用区分

### (1) 施工計画審査タイプ・施工実績タイプ

表Cの工事難易度評価表によりタイプを選定する。

また、予定価格が2千5百万円以上A等級対象額未満で、総合評価審査委員会において必要と認められた工事は、施工実績審査タイプとする。

表B 適用区分フロー



表C

## 工事難易度評価表

年 月 日  
〇〇 (総合) 振興局 〇〇 課

入札契約方式					
工事名				予定価格	
工事番号				工期	
評価項目				評価内容	
大項目	評価	小項目	評価		
1. 構造物条件		① 規模			
		② 形状			
		③ その他			
2. 技術特性		① 工法			
		② その他			
3. 自然条件		① 湧水・地下水			
		② 軟弱地盤			
		③ 作業用道路・ヤード			
		④ 気象・海象			
		⑤ その他			
4. 社会条件		① 地中障害物			
		② 近接施工			
		③ 騒音・振動			
		④ 水質汚濁			
		⑤ 作業用道路・ヤード			
		⑥ 現道作業			
		⑦ その他			
5. マネジメント特性		① 他工区調整			
		② 住民対応			
		③ 関係機関対応			
		④ 工程管理			
		⑤ 品質管理			
		⑥ 安全管理			
		⑦ その他			
工事区分 (構造物分類等)				評価結果	

- 注) 1. 評価内容には、規模等具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的に記述を行う。  
 2. 小項目の評価で該当がないものには欄に「-」を記入する。また、B判定において該当する事例が複数あった場合でもB判定とする。  
 3. 入札契約方式は、一般競争入札・指名競争入札などを記入する。  
 4. 大項目でA評価が2つ以上あった場合は、施工計画審査タイプを適用する。  
 5. 工事区分は、別紙「積算工種コード」の積算工種1を参照し記入する。また、構造物分類等は、積算工種2を参照し記入する。

## 6 ガイドラインⅢ-3-2-1簡易な施工計画の(1)(3)(4)について

### (1) 基本的な考え方

ア 次表の①～③の中から、2つの項目を選択する。

簡易な施工計画の項目	提出様式
①工程管理に係る技術的所見	様式—1
②品質管理に係る技術的所見	様式—2
③施工上の対処すべき技術的所見	様式—3

イ 選択した項目について、上表に示す様式により、入札参加者から簡易な施工計画を求める。

### (3) 各事項における技術的所見

施工計画審査タイプは、より確実な技術力を評価するため、各事項に1つ技術的所見を求めるものとする。

### (4) 簡易な施工計画の評価基準・方法等

#### ア 評価基準

(ウ) ガイドラインの評価基準は適用しない。

#### イ 評価方法

(ウ) 加点評価について

様式—1、様式—2、様式—3の評価について、「○」、「—」、「×」を記載する。

○:加点評価の対象とする

—:加点評価の対象としない

×:実施不可

### (5) 該当項目がない場合

工事難易度評価表により大項目で2つ以上A判定とならなかった場合、求める「簡易な施工計画」がないものと判断し「施工実績タイプ」を適用する。

### (6) 求める「簡易な施工計画」に係る内容の提示

求める「簡易な施工計画」に係る内容については、選定した簡易な施工計画の項目に係る具体的内容について、様式1～3により入札参加者へ提示する。なお、落札者決定基準の別表として添付する。

表D

## 簡易な施工計画 評価表

工事名：  
会社（企業体）名：

項目	評価対象チェック項目					評価
	評価対象 (A)	評価 (B)	チェック項目		履行確認 チェック欄	
			評価対象事項	評価内容		
①工程管理に係る技術的所見	○	○	ア	異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止	左記に関する適切な記述がある	評価(B)/評価対象(A) × 5.00で算出
	○	○	イ	工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化	左記に関する適切な記述がある	
			ウ	周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等	左記に関する適切な記述がある	
			エ	その他 ( )	左記に関する適切な記述がある	
	2 事項	2 事項				5.00
②品質管理に係る技術的所見			ア	品質の確保・向上を図るために行う使用資材や機材等の技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	評価(B)/評価対象(A) × 5.00で算出
			イ	品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	
			ウ	品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	
			エ	その他 ( )	左記に関する適切な記述がある	
	0 事項	0 事項				
③施工上の対応すべき技術的所見	○	○	ア	周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	評価(B)/評価対象(A) × 5.00で算出
	○	-	イ	安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	
			ウ	安全・安心な作業現場の確保に加え、一般交通の安全確保	左記に関する適切な記述がある	
			エ	その他 ( )	左記に関する適切な記述がある	
	2 事項	1 事項				2.50

※評価対象(A)欄:評価対象事項に「○」を記入

※評価(B)欄:加点点評価の対象とする場合「○」を記入、加点点評価の対象としない場合「-」を記入、実施不可の場合「×」を記入



## 7 ガイドラインⅢ-3-2-2企業の施工能力

(1)工事施行成績標準評価項目の「ア 評価対象の範囲」について

ア 評価対象の範囲

全道における(総合)振興局調整課又は農村振興課の当該工事と同じ入札参加資格の種類による工事を評価する。

## 8 ガイドラインⅢ-3-2-2企業の施工能力

(1)工事施行成績標準評価項目の「エ その他の(ア)」について

平均点の算出(例)

	評定点 (4年前)	評定点 (3年前)	評定点 (2年前)	評定点 (1年前)	平均点	備考
A社	〇〇点	〇〇点	85点	88点	86.5点	小数第1位止め
B社	90点	88点	なし	なし	89点	
C社	なし	なし	なし	なし	65点	実績が無い場合は65点
ABC 企業体	企業体の場合 (86.5+89+65)÷3= 80.166...				80.1点	小数第2位を切り捨て1位止め

## 9 ガイドラインⅢ-3-2-2企業の施工能力

「(2)工事等優秀者表彰標準評価項目」について

農政部工事等優秀者表彰 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	配点
企業の施工能力	北海道農政部工事等優秀者表彰道新技術・新製品開発賞含む)	過去1～3年間に表彰あり	1.00
		過去4～5年間に表彰あり	0.50
		なし	0.00

ア 評価対象の範囲

(ア) 当該工事と同じ入札参加資格の種類による北海道農政部工事等優秀者表彰を評価する。

(イ) 舗装工事・建築工事にあつては、北海道建設部工事等優秀者表彰で評価する。

イ 評価対象期間

(ア) 過去5年間とする。

(イ) 過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に受賞した表彰として設定する。(公告日が令和3年度の場合は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの期間に受賞した表彰とする。)

ウ 評価基準

ガイドラインの評価基準は適用しない。

## 10 ガイドラインⅢ-3-2-2企業の施工能力

「(3)建設管理部工事優良企業表彰標準評価項目」について

ガイドラインの評価基準は適用しない。

## 11 ガイドラインⅢ-3-2-2企業の施工能力

「過去10年間の同種工事の経験」について

過去10年間の同種工事の経験 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	配点
企業の施工能力	過去10年間の同種工事の経験	同種工事の実績が当該工事規模以上	1.00
		同種工事の実績が当該工事規模の1/2以上	0.75
		同種工事の実績が当該工事規模の1/2未満	0.50
		なし	0.00

(1) 同種工事の施工実績の規模で評価する。

- (2) 同種工事とは、当該公告で求めた同種工事とする。
- (3) 施工した実績がコリンズ(工事实績情報サービス)の登録内容確認書(工事实績)の写し等の書面で確認できる場合に評価する。
- (4) 評価対象期間は、過去10年間とする。
- (5) 過去10年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、10年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に引渡し完了した工事を施工した経験として設定する。  
(公告日が令和3年度の場合:平成23年4月1日から令和3年3月31日までの期間に引き渡し完了した工事の施工経験)
- (6) 工事内容によって(総合)振興局で評価基準を設定することができる。

## 12 ガイドラインⅢ-3-2-2企業の施工能力

「(5)地域精通度(施工実績)標準評価項目のア 評価対象工事及びイ 評価対象期間」について

### ア 評価対象工事

当該(総合)振興局調整課又は農村振興課発注の5百万円以上の工事を対象とする。なお、工事資格及び工種等は問わない。

#### 施工実績(例)

工事箇所と同じ地域での施工実績	適用
農業土木工事の実績	農政部所管工事であるので評価する。
一般土木工事の実績	建設部所管工事であるので評価しない。
舗装工事の実績(農政部所管事業)	農政部所管の舗装工事であるので評価する。

### イ 評価対象期間

- (ア) 評価対象期間は、過去10年を基本とする。
- (イ) 過去10年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、10年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に引渡し完了した工事の施工実績として設定する。  
(公告日が令和3年度の場合:平成23年4月1日から令和3年3月31日までの期間に引き渡し完了した工事の施工実績)

## 13 ガイドラインⅢ-3-2-2企業の施工能力

「(5)地域精通度(施工実績)標準評価項目のウ 評価基準」について

過去10年間の工事箇所と同じ地域での施工実績 標準評価項目

技術評価項目		評価基準		配点
地域精通度	過去10年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	適用1	過去5年間に工事箇所と同じ市町村管内	1.00
			過去10年間に工事箇所と同じ市町村管内	0.90
			過去5年間に工事箇所と同じ耕地出張所管内	0.70
			過去10年間に工事箇所と同じ耕地出張所管内	0.60
			過去5年間に工事箇所と同じ(総合)振興局管内	0.40
			過去10年間に工事箇所と同じ(総合)振興局管内	0.30
			上記以外	0.00
			適用2	過去5年間に工事箇所と同じ市町村管内
		過去10年間に工事箇所と同じ市町村管内		0.90
		過去5年間に工事箇所と隣接する市町村管内		0.70
		過去10年間に工事箇所と隣接する市町村管内		0.60
		過去5年間に工事箇所と同じ(総合)振興局管内		0.40
		過去10年間に工事箇所と同じ(総合)振興局管内		0.30
		上記以外	0.00	

- (1) 適用1は、耕地出張所がある総合振興局の場合。
- (2) 適用2は、耕地出張所がない(総合)振興局の場合。

- (3) 隣接する市町村の範囲は、工事箇所と同じ(総合)振興局の範囲内とする。  
なお、(総合)振興局は、工事ごとに隣接する市町村の範囲を設定する。
- (4) 工事内容によって(総合)振興局で評価基準を設定することができる。

#### 14 ガイドラインⅢ-3-2-2企業の施工能力

「(5)地域精通度(施工実績)標準評価項目のエ その他」について

施工実績に該当する工事が複数ある場合は、入札参加者は、評価が最も高くなると予想される工事を1つ選択の上、施工実績を証明する資料として、別紙「地域精通度に関する調書」に施工場所、工事概要、契約金額等を記載し、コリンズ(工事実績情報サービス)の登録内容確認書(工事实績)の写しを添付する。

#### 15 ガイドラインⅢ-3-2-3配置予定技術者

「(1)主任(監理)技術者の資格標準評価項目のウ 評価基準の(イ)」について

- (イ) 求める技術士の分野は、農業部門(選択科目「農業土木」・「農業農村工学」)及び建設部門を基本とする。  
なお、必要に応じ他の分野の技術士を求めることができる。

#### 16 ガイドラインⅢ-3-2-3配置予定技術者

「(2)主任(監理)技術者の継続教育標準評価項目のア 評価対象の種類」について

評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。なお、必要に応じて適宜追加できる。

団体名	単位	推奨単位				
		1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	ユニット	20以上	40以上	60以上	80以上	100以上
(公社)土木学会	単位	50以上	—	—	—	—
(公社)日本技術士会	CPD時間	50以上	—	150以上	—	—
(公社)農業農村工学会技術者継続教育機構	CPD時間	50以上	—	—	—	—
上記以外の団体		各団体の推奨単位とする。				

注 推奨単位は、各団体が示す令和3年1月末現在の数字

#### 17 ガイドラインⅢ-3-2-3配置予定技術者

「(2)主任(監理)技術者の継続教育標準評価項目のイ 評価基準の(ウ)」について

農業農村工学会技術者継続教育機構の場合は、認定確定の8月を基準日とした期間とする。

令和3年8月公告の場合まで:令和2年8月に証明された期間

令和3年9月公告の場合以降:令和3年8月に証明された期間

#### 18 ガイドラインⅢ-3-2-3配置予定技術者

「(3)主任(監理)技術者の建設管理部優秀現場代理人表彰標準評価項目」について

主任(監理)技術者の(総合)振興局優秀技術者等表彰 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	配点
配置予定技術者	主任(監理)技術者の(総合)振興局優秀技術者等表彰	過去1~3年間に表彰あり	0.50
		過去4~5年間に表彰あり	0.25
		なし	0.00

ア 評価対象の種類

求める表彰の種類は、各(総合)振興局調整課又は農村振興課発注工事における優秀技術者等表彰とする。

イ 評価対象期間

(ア) 過去5年を基本とする。

(イ) 過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に配置予定技術者が受賞した表彰として設定する。

(公告日が令和3年度の場合、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの期間に配置予定技術者が受賞した表彰とする。)

ウ 評価基準

- (ア) 過去1～5年間に表彰がある場合、評価する。
- (イ) 当該(総合)振興局における表彰について評価対象とする。
- (ウ) 各(総合)振興局管内の兼任予定の他工事と重複して評価しない。  
 なお、兼任予定の他工事が、次のいずれかの場合は評価対象とする。
  - ・当該工事の競争入札参加資格申請時点で、他工事の契約工期の終期が入札日の前日までであること。(受注者の責によらない工期の延長の場合は、工期延長前の工期で判断する。)
  - ・当該工事の競争入札参加資格申請時点で、他工事の工事完成を通知していること。
- (エ) 「申請」は、申請した各(総合)振興局において、工事を落札するまで申請ができる。  
 ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の次以降の申請済み工事の当該項目の評価は、0点として評価値を算出する。  
 なお、先行する工事とは、入札日の早い順(同一入札日に複数申請している場合は、入札整理番号順)で判断することとし、評価点事後審査方式を含むものとする。  
 また、同一入札日で複数申請している工事の内、施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事(以下、「提出対象工事」という。)がある場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に判断し、その後、提出対象工事を入札整理番号順に判断する。

19 ガイドラインⅢ-3-2-3配置予定技術者

「(4)その他(主任(監理)技術者の場合)(ア)」について

(ア) 建設業法上兼任配置を認める場合の評価の扱いについては、次の通りとする。

主任(監理)技術者の	兼任の場合
(1)資格	重複して評価できる。
(2)継続教育	重複して評価できる。
(3)(総合)振興局優秀技術者等表彰	各(総合)振興局管内の兼任予定の工事と重複して評価しない。

(参考例) ある監理技術者が、年度内に複数工事を担当する場合

甲 総合振興局	工事A (監理技術者)	監理技術者の想定 (1)資格 → 一級土木施工管理技士 (2)継続教育 → 推奨単位以上取得 (3)(総合)振興局 優秀技術者表彰 → 2年前に受賞	
	工事B (監理技術者)		
	工事C (監理技術者)		
	工事A	工事B	工事C
(1)資格	評価	評価	評価
(2)継続教育	評価	評価	評価
(3)表彰	評価	評価しない (兼任の工事Aで適用のため)	評価 (適用工事Aは入札までに完成のため) (兼任の工事Bで非適用のため)

20 ガイドラインⅢ-3-2-3配置予定技術者

「主任(監理)技術者等の配置経験(同種工事)」について

主任(監理)技術者等の配置経験

技術評価項目		評価基準	配点
配置予定技術者	主任(監理)技術者等の配置経験	過去5年間に同種工事の配置経験あり	0.50
		過去10年間に同種工事の配置経験あり	0.25
		なし	0.00

- (1) 配置予定している主任技術者、監理技術者の配置経験を評価する。
- (2) 主任技術者、監理技術者、現場代理人、現場技術員として、当該公告で求めた同種工事の配置経験を評価する。
- (3) 同種工事の工事規模は問わない。
- (4) 主任技術者、監理技術者、現場代理人、現場技術員として配置されたことが書面で確認できる場合に評価する。
- (5) 評価対象期間は、過去10年を基本とする。
- (6) 過去10年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、10年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に引渡し完了した工事に配置された経験として設定する。  
(公告日が令和3年度の場合:平成23年4月1日から令和3年3月31日までの期間に引き渡し完了した工事の配置経験)

## 21 ガイドラインⅢ-3-2-4担い手の育成・確保

「(3) 担い手の育成・確保(地域での選択項目)標準評価項目」について

担い手の育成・確保(地域での選択項目) 標準評価項目

技術評価項目		評価基準		配点	
担い手の育成・確保 (地域での選択項目)	新規の雇用		新規の雇用あり	0.50	
			なし	0.00	
	労働環境改善	雇用環境への取組		建設雇用環境への取組あり	0.50
				なし	0.00
		仕事と家庭の両立支援の取組		仕事と家庭の両立支援の取組あり	0.50
				なし	0.00
	高年齢者継続雇用		高年齢者継続雇用の取組あり	0.50	
			なし	0.00	
	女性の活躍支援		女性の活躍支援の取組あり	0.50	
			なし	0.00	
	地域独自設定項目		各発注機関が独自に設定できる項目とする	適宜	

※配点は、参考値であり指定項目は3項目以上とし、各(総合)振興局で設定できる。

### ア 評価項目の選択

上表の技術評価項目の中から地域の実情等に応じて、(総合)振興局は、3項目以上の指定項目及び配点を設定し評価する。

### イ その他

- (1) 上表の技術評価項目の配点は、参考値とする。
- (2) 各評価項目の詳細については、別表による。

## 22 ガイドラインⅢ-3-2-5地域の守り手確保

「(1)主たる営業所の所在地標準評価項目のイ 評価基準の(イ)、(ウ)、(エ)」について

(イ) 当該工事の入札参加資格の要件に設定した地域範囲に応じて、次表の適用1及び適用2の中から選択する。

主たる営業所の所在地 標準評価項目

技術評価項目		評価基準		配点
地域の守り手確保	主たる営業所の所在地	適用1	工事箇所と同じ市町村管内	1.00
			工事箇所と同じ耕地出張所管内	0.75
			工事箇所と同じ(総合)振興局管内	0.50
			上記以外	0.00
		適用	工事箇所と同じ市町村管内	1.00

	用	工事箇所と隣接する市町村管内	0.75
		工事箇所と同じ(総合)振興局管内	0.50
		上記以外	0.00

- (1) 適用1は、耕地出張所がある総合振興局の場合。  
(2) 適用2は、耕地出張所がない(総合)振興局の場合。  
(3) 隣接する市町村の範囲は、工事箇所と同じ(総合)振興局の範囲内とする。  
なお、(総合)振興局は工事ごとに隣接する市町村の範囲を設定する。  
(4) 工事内容によって(総合)振興局で評価基準を設定することができる。

(ウ)、(エ)の評価基準は適用しない。

### 23 ガイドラインⅢ-3-2-5地域の守り手確保

「(2)災害時の協力等標準評価項目」について

農業農村の有する多面的機能の維持増進活動 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	配点
地域の守り手確保	農業農村の有する多面的機能の維持増進活動	過去3カ年度継続した活動	1.00
		過去2カ年度継続した活動	0.75
		継続していない複数年度の活動	0.50
		単年度の活動	0.25
		なし	0.00

ア 評価対象

- (ア) 災害時の協力等は、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動とする。  
(イ) 評価対象とする活動内容は、「農業農村整備事業関係の簡易型総合評価試行ガイドラインにおける地域貢献(農業農村の有する多面的機能の維持増進活動)に関する取扱いについて(平成21年5月26日付事調第230号)」による。  
(ウ) 評価対象地域は、工事を施工する(総合)振興局管内とする。

イ 評価期間

- (ア) 評価対象期間は、過去3カ年度を基本とする。  
過去3カ年度は、当該年度の前年度から起算するものとし、3年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に活動した実績として設定する。  
(公告日が令和3年度の場合:平成30年4月1日から令和3年3月31日までの期間に活動した実績)  
(イ) 継続した活動とは、前年度の活動を含んでいること。

令和3年度の場合(例)

ケース	農業農村の有する多面的機能の維持増進活動			配点	備考
	H30年度	R1年度	R2年度		
1	○	○	○	1.00	過去3カ年度継続した活動
2		○	○	0.75	過去2カ年度継続した活動
3	○	○		0.50	継続していない複数年度の活動
4	○		○	0.50	継続していない複数年度の活動
5	○			0.25	単年度の活動

### 24 ガイドラインⅢ-3-2-5地域の守り手確保

「(3)地域の安全・安心貢献度、地域経済への波及、地域社会貢献【地域での選択項目】標準評価項目」について

地域の安全・安心貢献度、地域経済への波及、地域社会貢献【地域での選択項目】標準評価項目

技術評価項目			評価基準	配点
地域の守り手確保	地域の安心・安全貢献度	緊急時の応急措置の実績	過去5年間に工事箇所と同じ(総合)振興局管内の実績あり	0.50
			なし	0.00

地域社会 貢献	多様な雇用への取組	いずれかに該当あり(①障がい者就労支援、②協力雇用主制度、③新分野進出優良建設企業表彰)		0.50
		なし		0.00
	環境対策の認定制度等	登録又は認証あり		0.50
		なし		0.00
	季節労働者等の雇用実績	過去5年間に工事箇所と同じ市町村及び隣接市町村管内の実績		0.50
		過去5年間に工事箇所と同じ(総合)振興局管内の実績		0.25
		なし		0.00
	労働安全衛生活動	認定・認証又は活用実績等あり		0.50
		なし		0.00
	その他	地域独自設定項目	(総合)振興局が独自に設定できる項目とする	
地域経済 への波及	地域企業の活用	適用1 地域内企業の 活用比率	20%以上	0.50
			10%以上 20%未満	0.25
			10%未満	0.00
	適用2 地域内企業の 活用計画	下請活用圏の企業所在地が工事箇所と同じ市町村管内及び隣接市町村管内		0.50
		下請活用圏の企業所在地が工事箇所と同じ(総合)振興局管内		0.25
		なし		0.00
	地域経済活性化評価	工事予定入札額の5.0%以上		0.50
工事予定入札額の2.5%以上		0.25		
なし		0.00		

※配点は、参考値であり指定項目は4項目以上とし、各(総合)振興局で設定できる。

#### ア 評価対象

上記表の技術評価項目の中から、地域の実情等に応じて、(総合)振興局が4項目以上の指定項目及び配点を設定し、評価する。

#### イ その他

- (1) 上表の技術評価項目の配点は、参考値とする。
- (2) (総合)振興局は、必要に応じて、技術評価項目を増減することができる。
- (3) (総合)振興局は、必要に応じて、評価基準を設定することができる。
- (4) 各技術評価項目の詳細については、別表による。

別表 担い手の育成・確保

技術評価項目	留意事項等
新規の雇用	<p><b>【評価対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。</li> <li>(ア) 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者を(卒業年度を含む4ヶ年度以内)雇用した企業。</li> <li>(イ) 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。</li> </ul> <p>なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年4月1日時点で3ヶ月以上の雇用関係にあり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者(いわゆる正規雇用)と継続雇用している企業を評価する。</li> <li>・採用時点において、満35歳未満の者とする。</li> </ul> <p>※対象年齢の拡大や、高齢者雇用安定法に基づき雇用した企業を評価対象とするなど、地域の就労環境に応じて、(総合)振興局で独自に評価対象の条件等を設定できる運用とする。</p> <p><b>【評価期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。</li> <li>(公告日が令和3年度の場合、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの期間)</li> </ul> <p><b>【評価基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインの評価基準は適用しない。</li> </ul>
雇用環境への取組	<p><b>【評価対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象は以下のいずれかの企業を評価対象とする。</li> <li>・道内に存する営業所(建設業法第3条)における「建設雇用改善優良事業所」北海道知事表彰を受けた企業。</li> <li>・令和3年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査において、「通年雇用」で評価された企業。</li> </ul> <p><b>【評価期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去10年間の表彰の受賞を評価する。</li> <li>・過去10年間は当該年度の前年度から起算するものとし、10年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に受賞した表彰として設定する。</li> <li>(公告日が令和3年度の場合：平成23年4月1日から令和3年3月31日までの期間とする。)</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰状の写しの提出を求める。</li> </ul>
仕事と家庭の両立支援の取組	<p><b>【評価対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の前日時点で、次のいずれかの企業を評価対象とする。(認定期間や計画期間の終了日が公告日以降のものを有効)</li> <li>・「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「仕事と子育て・介護等の両立」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出があった企業。</li> <li>・「北海道あったかファミリー応援企業」として認定され、認定証の写しの提出のあった企業。</li> <li>・次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届(変更届)の提出のあった企業。</li> </ul>
高齢者継続雇用	<p><b>【評価対象】</b></p> <p>次のいずれかの企業を評価対象とする</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①令和3年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「高齢者継続雇用対策」の審査において評価された企業。</li> <li>②前年度の4月1日時点において、満65歳以上の高齢者を雇用しており、当該年度の</li> </ol>



技術評価項目	留意事項等																																								
	<p>4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価対象とする。</p> <p>補足(②について)</p> <p>(公告日が令和3年度の場合、令和2年4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、令和3年4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。令和2年4月1日が満65歳の誕生日の人を令和2年4月1日に雇用し、令和3年4月1日まで雇用した場合は評価対象となる。)</p> <p>(高年齢者継続雇用の評価の考え方)</p> <table border="1" data-bbox="443 517 1433 996"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2.4.1 令和1年度&gt;</th> <th>R3.4.1 &lt;令和2年度</th> <th>&lt;令和3年度</th> <th>【評価の判断】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【考え方】</td> <td>.....</td> <td>← この間の継続雇用が確認できれば評価 →</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケース1</td> <td></td> <td colspan="2">★ 雇用(4月1日)</td> <td>○ (R2.4.1~R3.4.1継続雇用であるため)</td> </tr> <tr> <td>ケース2</td> <td></td> <td></td> <td>★ 雇用</td> <td>× (R2.4.1から雇用していませんため不可)</td> </tr> <tr> <td>ケース3</td> <td></td> <td colspan="2">★ 雇用</td> <td>× (R2.4.1から雇用していませんため不可)</td> </tr> <tr> <td>ケース4</td> <td>★ 雇用</td> <td>☆ 退職</td> <td></td> <td>× (R3.4.1時点で雇用していませんため不可)</td> </tr> <tr> <td>ケース5</td> <td>★ 雇用</td> <td>☆ 退職</td> <td>★ 再雇用</td> <td>× (継続して雇用していませんため不可)</td> </tr> <tr> <td>ケース6</td> <td colspan="3">★ 雇用</td> <td>○ (R2.4.1~R3.4.1継続雇用であるため)</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、評価対象の高年齢者は、下記の①から③のいずれかの雇用形態に該当する場合とする。ただし、会社の役員等の場合で、雇用保険の適用外となる「代表取締役」、「監査役」、「合名会社・合資会社・合同会社の社員」及び「有限会社の取締役のうち会社を代表する取締役」は評価の対象外とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①雇用期間の定めのない雇用契約労働者。</li> <li>②一定期間(1ヶ月、6ヶ月等)を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて事実上①と同一の状態にあると認められる者。</li> <li>③日々雇用される者であっても、雇用契約が更新されて事実上①と同様の状態にあると認められる者。</li> </ol> <p>【その他】</p> <p>入札参加者には、下記の1~3のいずれかの書類の提出を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康保険被保険者証の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し。</li> <li>2. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び出勤簿や賃金台帳等の雇用していることを証明する書類の写し。</li> <li>3. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し。</li> </ol>		R2.4.1 令和1年度>	R3.4.1 <令和2年度	<令和3年度	【評価の判断】	【考え方】	.....	← この間の継続雇用が確認できれば評価 →			ケース1		★ 雇用(4月1日)		○ (R2.4.1~R3.4.1継続雇用であるため)	ケース2			★ 雇用	× (R2.4.1から雇用していませんため不可)	ケース3		★ 雇用		× (R2.4.1から雇用していませんため不可)	ケース4	★ 雇用	☆ 退職		× (R3.4.1時点で雇用していませんため不可)	ケース5	★ 雇用	☆ 退職	★ 再雇用	× (継続して雇用していませんため不可)	ケース6	★ 雇用			○ (R2.4.1~R3.4.1継続雇用であるため)
	R2.4.1 令和1年度>	R3.4.1 <令和2年度	<令和3年度	【評価の判断】																																					
【考え方】	.....	← この間の継続雇用が確認できれば評価 →																																							
ケース1		★ 雇用(4月1日)		○ (R2.4.1~R3.4.1継続雇用であるため)																																					
ケース2			★ 雇用	× (R2.4.1から雇用していませんため不可)																																					
ケース3		★ 雇用		× (R2.4.1から雇用していませんため不可)																																					
ケース4	★ 雇用	☆ 退職		× (R3.4.1時点で雇用していませんため不可)																																					
ケース5	★ 雇用	☆ 退職	★ 再雇用	× (継続して雇用していませんため不可)																																					
ケース6	★ 雇用			○ (R2.4.1~R3.4.1継続雇用であるため)																																					
女性の活躍支援	<p>【評価対象】</p> <p>次のいずれかの企業を評価対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3・4年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「女性活躍支援」の審査において評価された企業。</li> <li>・「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「女性」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出があった企業。(認定期間の終了日が公告日以降のものを有効)</li> <li>・「北海道なでしこ応援企業」として認定され、認定証の写しの提出のあった企業。(認定期間や計画期間の終了日が公告日以降のものを有効)</li> <li>・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の前日時点で、女性活躍推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届(変更届)の提出のあった企業。(計画期間の終了日が公告日以降のものを有効)</li> </ul>																																								

技術評価項目	留意事項等
地域独自設定項目	・各(総合)振興局が独自に設定できる項目とする。

#### 別表 地域の守り手確保

技術評価項目	留意事項等
緊急時の応急措置の実績	<p><b>【評価対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該(総合)振興局管内で災害などの緊急時の応急措置の実績を評価対象とする。</li> </ul> <p><b>【評価期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年間の実績を評価する。</li> <li>・過去5年間は当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に緊急時の応急措置の実績として設定する。 (公告日が令和3年度の場合:平成28年4月1日から令和3年3月31日までの期間とする。)</li> </ul> <p><b>【評価基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の応急措置は、災害時の応急工事、災害・事故等による緊急出動や施工などの対応とする。</li> <li>・過去5年間に1回以上実績がある場合に評価する。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動内容及び活動時期が客観的に判断できる資料(感謝状、お礼状、新聞記事の写しなど)の提出を求める。</li> </ul>
多様な雇用への取組	<p><b>【評価対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象は以下のいずれかの企業を評価対象とする。</li> <li>・令和3・4年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査において、「障がい者の就労支援」で評価された企業。</li> <li>・保護観察所に協力雇用主として登録されている企業。</li> <li>・過去5年間に於いて、新分野進出優良建設企業表彰を受けた企業。(公告日が令和3年度の場合、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの期間に受賞した表彰とする。 ※平成30年度で表彰は終了。)</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護観察所が発行する証明書の写しの提出を求める。</li> </ul>
環境対策の認定制度等	<p><b>【評価対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象は以下のいずれかの認定又は認証登録により評価する。</li> <li>・評価対象とする認定制度等の種類は、ISO14001、北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門、北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、エコアクション21(EA21)とする。</li> <li>・認定又は登録期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定証等の写しの提出を求める。</li> </ul>
季節労働者等の雇用実績	<p><b>【評価対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設定した地域内の(総合)振興局調整課又は農村振興課発注工事で季節労働者等の雇用した実績を評価対象とする。</li> </ul> <p><b>【評価期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年間の活動実績を評価する。</li> <li>・過去5年間は当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に引き渡しが完了した工事での雇用実績として設定する。 (公告日が令和3年度の場合、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの期間に受賞した表彰とする。)</li> </ul> <p><b>【評価基準】</b></p>

技術評価項目	留意事項等									
	<p>・工事箇所と同じ市町村、隣接する市町村及び(総合)振興局管内で季節労働者及び農業者を雇用した実績を評価する。</p> <p>【その他】</p> <p>・雇用労働者就労状況報告書の写しの提出を求める。</p>									
労働安全衛生活動	<p>【評価対象】</p> <p>・評価対象とする認定制度等は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)、労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18001)、労働安全コンサルタント等を活用して認定・認証取得に向けた継続的な学習</p> <p>・認定又は認証の有効期限日が公告日以後のものを評価対象とする。</p> <p>・継続的な学習とは、認定・認証取得に向けてシステムの構築、システムの運用などに関する学習をいう。</p> <p>【評価基準】</p> <p>・認定又は認証登録により評価する。</p> <p>・労働安全コンサルタント等を活用している記録簿等により評価する。</p> <p>【その他】</p> <p>・認定証等の写しの提出を求める。</p>									
<p>地域企業の活用</p> <p>※適用1は、2億5千万円以上の工事に適用する。 適用2は、2億5千万円未満の工事に適用する。 なお、地域の実情等に応じて、選択ができる。</p>	<p>適用1: 地域内企業の活用比率</p> <p>【評価対象】</p> <p>・請負額に対する、元請及び一次下請企業のうち地域内企業の施工額の割合(活用比率)を評価対象とする。</p> <p>・地域内企業とは、当該(総合)振興局が設定した地域内に「主たる営業所」が存する企業とする。</p> <p>【評価基準】</p> <p>・入札参加者から提出される「地域内企業活用比率」(様式-6-4)により評価する。</p> <p>・「地域内企業活用比率」は、次式により算出する。</p> $\text{地域内企業活用比率(\%)} = \left\{ \frac{(\text{自社施工額} + \text{一次下請施工額}) \text{のうち地域内企業施工額}}{\text{請負額(予定)}} \right\} \times 100$ <p>(小数点以下切り捨て)</p> <p>自 社 施 工 額: 請負費のうち一次下請施工額以外の金額(税込)</p> <p>一 次 下 請 施 工 額: 元請(自社)から一次下請企業への支払金額(税込)</p> <p>請 負 額: 入札金額(税込)</p> <p>注) 元請が地域内企業及び地域外企業で構成される共同企業体である場合には、自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち地域内企業である構成員の施工額を、「自社施工額のうち地域内企業施工額」とする。</p> <p>※ 計算例は次項参照</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>計算例 1 (単体企業)</b> <span style="float: right;">(単位: 円)</span></p> <p>入札金額(予定)      100,000,000</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">全体額</th> <th style="width: 35%;">内 地域内企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自社施工額</td> <td>70,000,000</td> <td>70,000,000</td> </tr> <tr> <td>一次下請施工額</td> <td>30,000,000</td> <td>5,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">地域内企業 活用比率 = <math>\frac{70,000,000 + 5,000,000}{100,000,000} \times 100</math> = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">75%</span></p> </div>		全体額	内 地域内企業	自社施工額	70,000,000	70,000,000	一次下請施工額	30,000,000	5,000,000
	全体額	内 地域内企業								
自社施工額	70,000,000	70,000,000								
一次下請施工額	30,000,000	5,000,000								

技術評価項目	留意事項等																													
	<p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <p><b>計算例 2(共同企業体)</b></p> <p>入札金額(予定) 100,000,000</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td></td><td style="text-align: center;">全体額</td></tr> <tr><td>自社施工額</td><td style="text-align: right;">70,000,000</td></tr> <tr><td>一次下請施工額</td><td style="text-align: right;">30,000,000</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>構成員</th> <th>出資比率</th> <th>施工額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A社</td> <td style="text-align: center;">0.50</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">70,000,000 × 出資比率</td> <td style="text-align: right;">35,000,000</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td style="text-align: center;">0.30</td> <td style="text-align: right;">21,000,000</td> </tr> <tr> <td>C社</td> <td style="text-align: center;">0.20</td> <td style="text-align: right;">14,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>全体額</th> <th>内 地域内企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自社施工額</td> <td style="text-align: right;">70,000,000</td> <td style="text-align: right;">21,000,000</td> </tr> <tr> <td>一次下請施工額</td> <td style="text-align: right;">30,000,000</td> <td style="text-align: right;">5,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域内企業 活用比率 = <math>\frac{21,000,000 + 5,000,000}{100,000,000} \times 100</math> = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">26%</span></p> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該振興局が設定した地域内とは、(総合)振興局管内を基本とする。なお、地域の実情、工事の性格等に応じて、各(総合)振興局において設定できる。</li> <li>・主たる営業所とは、とは次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 建設業法許可申請書別表(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式1号別表)の主たる営業所の欄に記載されているもの。</li> <li>b 会社法第27条の本店で、かつ建設業法第3条の許可を有している営業所。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【履行確認】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・履行確認は、上記算定式により「地域内企業活用比率」を計算し確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域内企業の一次下請施工額は、該当する下請負人選定通知書により確認する。</li> <li>② 自社施工額は、最終契約額(税込)から、一次下請施工額(総額)を差し引いて確認する。なお、共同企業体の場合は、上記【評価基準】注と同様の扱いとする。</li> </ul> </li> </ul> <p>適用2: 地域内企業の活用計画</p> <p><b>【評価対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内企業を一次下請(5百万円以上)で活用する計画を評価対象とする。</li> <li>・地域内企業の元請施工を評価対象とする。</li> <li>・地域内企業とは、当該(総合)振興局が設定した地域内に「主たる営業所」が存する企業とする。</li> <li>・主たる営業所とは、建設業法許可申請書別表(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式1号別表)の主たる営業所の欄に記載されているものをいう。</li> </ul> <p><b>【評価基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元請施工会社・一次下請会社の所在地により評価する。</li> </ul> <p><b>【履行確認】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内企業を一次下請で活用した場合、地域企業の活用(実績)調書(様式-10)の提出を求め、支出証拠書類等により履行を確認する。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請契約を締結した時に施工体制台帳等の写しを求める。</li> </ul>		全体額	自社施工額	70,000,000	一次下請施工額	30,000,000	構成員	出資比率	施工額	備考	A社	0.50	70,000,000 × 出資比率	35,000,000	B社	0.30	21,000,000	C社	0.20	14,000,000		全体額	内 地域内企業	自社施工額	70,000,000	21,000,000	一次下請施工額	30,000,000	5,000,000
	全体額																													
自社施工額	70,000,000																													
一次下請施工額	30,000,000																													
構成員	出資比率	施工額	備考																											
A社	0.50	70,000,000 × 出資比率	35,000,000																											
B社	0.30		21,000,000																											
C社	0.20		14,000,000																											
	全体額	内 地域内企業																												
自社施工額	70,000,000	21,000,000																												
一次下請施工額	30,000,000	5,000,000																												
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各(総合)振興局が独自に設定できる項目とする。</li> </ul>																													

## 25 ガイドラインⅢ－3－2－5地域の守り手確保

「地域経済活性化評価」について

地域経済活性化評価 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	配点
地域の守り手確保	地域経済活性化評価	工事予定入札額の5.0%以上	0.50
		工事予定入札額の2.5%以上	0.25
		なし	0.00

### ア 評価対象

- (ア) 地域の商工業者から工事資材や物品等の調達する計画を評価対象とする。
- (イ) 評価対象とする地域は、工事箇所と同じ市町村管内
- (ウ) 評価対象とする調達内容
- ① 建設機械のリース及び油脂類等
  - ② 工事資材等
  - ③ 工事標識等
  - ④ 現場労務者及び現場従業員に係る費用等
    - ・慰安、娯楽に要する費用
    - ・作業用具及び作業被服
    - ・食事に要する費用等
  - ⑤ 事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入

### イ 評価基準

- (ア) 地域経済活性化評価計画の提出  
 地域経済活性化評価の計画の有無を、様式-7 に記入のうえ提出すること。  
 また、契約後は、施工計画書提出時に、資材の調達予定内訳(品目、規格・寸法、数量、金額)を書面(様式任意)で提出すること。
- (イ) 地域経済活性化率は、次式により算出する。

$$\text{地域経済活性化率} = \frac{\text{調達予定金額 (円)}}{\text{工事予定入札額 (円)}} \times 100 (\%)$$

※ 地域経済活性化率は、小数第2位を切り捨て1位止めとする。

### ウ 履行確認

- (ア) 工事完成後に、地域経済活性化評価(実績)調書(様式-8)の提出を求める。
- (イ) 支出証拠書類等により履行を確認する。  
 なお、設計変更等で当初請負金額が増額又は減額となった場合は、設計変更の内容を考慮し地域経済活性化率の履行を確認する。

## 26 ガイドラインⅢ－3－2－6地域建設業経営環境評価

「地域建設業経営環境評価 標準評価項目」について

地域建設業経営環境評価は、地域の状況に応じ発注者が技術評価項目の追加を可能とする。

地域建設業経営環境評価表 標準評価項目

技術評価項目	評価基準	配点
地域建設業経営環境評価	評価比率<0.25	2.50
	0.25≤評価比率<0.50	2.10
	0.50≤評価比率<0.75	1.70
	0.75≤評価比率<1.00	1.30
	1.00≤評価比率<1.25	0.90

	1. 25 ≤ 評価比率 < 1. 50	0.50
	1. 50 ≤ 評価比率	0.00

イ その他

(イ) 過去5か年度平均受注額(分母)

- 過去5か年は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に元請として当該(総合)振興局調整課又は農村振興課と契約を締結した工事の受注額として設定する。(公告日が令和3年度の場合、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの期間に元請として当該(総合)振興局調整課又は農村振興課と契約を締結した工事の受注額とする。ただし、平成28年4月1日以前に契約し、平成28年4月1日以降も工事が継続している工事についても平成28年4月1日以降分を受注額とする。)
- 債務負担工事等の年度を超える工事における受注額は、当該年度の最終支払額とする。ただし、2・3月入札で工期末が次年度となるゼロ国、翌債などの工事については、契約年度の受注額を0円とし、完成年度の受注額はその工事の最終支払額を計上し、計算を行う。
- 平均受注額の算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て円止めとする。
- 当該年度の当該(総合)振興局調整課又は農村振興課における受注実績がない場合は、配点を最大で2.50点とする。
- 当該年度の当該(総合)振興局調整課又は農村振興課における受注実績がある場合は、配点を0.00点とする。

分母の 計算例	5年度前		4年度前		3年度前		2年度前		前年度		当該年度	
	4/1		4/1		4/1		4/1		4/1		4/1	
	8千万										入札	5千万円
	3千万円	5千万円										3億円
			3億円									1億円
			1億円	2億円					1億円			1億+2億円
							7億円					(対象外)
							1億円	2億円	4億円			
							ゼロ道	2億円				

→ 合計 7.5億円  
↓  
平均 1.5億円  
/分母

(ウ) 当該年度末完成工事受注額(分子)

- 当該年度末完成工事は、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、元請として当該(総合)振興局調整課又は農村振興課と契約している工事のうち、工事完成検査を実施していない工事を受注額として設定する。
- 債務負担工事等の当初の工期設定が年度を超える工事における受注額は、当該年度の当初における支払予定額とする。また、2・3月入札で工期が次年度となるゼロ国、翌債などの工事については、契約年度及び完成年度ともにその当初契約額を計上し計算を行う。
- 当初契約において、契約年度内の工期末を設定していた工事で、受注者の責めに帰さない要因による工期延期に伴い、年度を越えることとなった場合については、契約年度は当初契約額を計上し、完成年度の当該工事の受注額は、0円として計算を行う。
- 2・3月のゼロ国、ゼロ道、翌債など、実質の工期が次年度以降となる入札における分子の計算は、2・3月の完成予定工事(入札参加申請締切日前日時時点で契約年度内完成予定の工事)を分子から除外して計算を行う。  
※申請締切日以降に手持ち工事が受注者の責めに帰さない要因により年度を超えることとなった場合においても、分子から除外して計算を行うこととする。

27 ガイドラインⅢ-3-2-7減点項目

「(1)減点標準評価項目のウ その他」について

- 減点評価対象工事は、全道の(総合)振興局調整課又は農村振興課発注工事を対象とする。
- 減点に該当した場合は、重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)及び総合評価落札方式技術評価項目

不履行報告書(様式-9)を事業調整課へ提出する。

※ 工事施行成績が減点されている工事の取り扱いは、適用しない。

#### 28 ガイドラインⅢ-3-2-8標準評価項目

表Eとは、次表(P26)とする。

#### 29 ガイドラインⅢ-3-2-8標準評価項目

「(1)施工計画審査タイプのア 基本的な考え方の(ア)」について

(ア) 施工計画審査タイプの技術評価点は、30点を基本とする。

#### 30 ガイドラインⅢ-3-2-8標準評価項目

「(1)施工計画審査タイプのイ 配点案の(イ)」について

(イ) 簡易な施工計画は、①②③の中から2項目を選択し、配点を10点とする。

#### 31 ガイドラインⅢ-3-2-8標準評価項目

「(1)施工計画審査タイプのウ」について

ウ 必要に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点(30点)の配点を増減できる。

#### 32 ガイドラインⅢ-3-2-8標準評価項目

「(2)施工実績審査タイプのウ」について

ウ 「施工実績審査タイプ地域型の試行」は適用しない。

#### 33 ガイドラインⅢ-3-2-8標準評価項目

「(3)専門工事タイプ」について

「(3)専門工事タイプ」は適用しない。

#### 34 ガイドラインⅢ-3-3共同企業体

「(1)共同企業体の構成員としての実績の取扱いア各技術評価項目に対する評価方法等」について

ア 各技術評価項目に対する評価方法等は、次表のとおりとする。

技術評価項目		評価方法等
企業の施工能力	工事施行成績	各構成員の平均点の単純平均とする。
	工事等優秀業者表彰	各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。
	ISOマネジメントシステム	
	同種工事の経験	
地域精通度	各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを評価する。	
配置予定技術者	資格	各構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合は、各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。
	継続教育	
	優秀技術者等表彰	
	配置経験	
担い手の育成・確保	技術者の追加配置	構成員のいずれかにおいて申請した場合に評価する。
	技術職員の育成・確保	各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを評価する。
	新規の雇用	
	雇用環境への取組	

技術評価項目		評価方法等
	仕事と家庭の両立支援	地域の実情・評価項目に応じて各発注機関で評価方法等を設定する。
	高齢者継続雇用	
	女性の活躍支援	
	地域独自設定項目	
地域の守り手確保	主たる営業所	各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを評価する。
	多面的機能の維持増進活動	
	緊急時の応急措置	
	多様な雇用への取組	
	環境対策の認定制度等	
	季節労働者等の雇用実績	
	労働安全衛生活動	地域の実情・評価項目に応じて各発注機関で評価方法等を設定する。
	地域独自設定項目	
	地域企業の活用	
	地域経済活性化評価	各構成員の合計で評価する。
地域建設業経営環境評価		各構成員の受注額を分母及び分子ごとにそれぞれ合算し、評価比率を算出する。
減点項目	重要な契約不適合の修補請求	構成員のいずれかに該当する事実がある場合に減点する。
	技術評価項目の不履行	

### 35 ガイドラインⅢ－3－4 履行確認・ペナルティ・評価結果の確認について

#### 「(1)履行確認」について

工事の施工段階において、技術評価項目の不履行が発生した場合、その度合いに応じて、当該工事の工事施行成績を減点する。

なお、落札者に係る次の資料を工事監督員に交付し、工事開始後、工事監督員が履行状況を確認した上で、以下に示す方法により減点する。

<p><b>工事監督員に交付する落札者に係る資料</b></p> <p>(1) 簡易な施工計画(様式－1～3)</p> <p>(2) 表D(評価対象及び評価数、総評価数の入ったもの)</p> <p>(3) 配置予定技術者調書(様式－5)</p> <p>(4) 担い手の育成・確保、地域の守り手確保調書(様式－6)</p> <p>(5) 地域経済活性化(計画)調書(様式－7)</p> <p>なお、(1)、(3)、(4)、(5)については、履行確認内容(評価対象としたもの)を明確にした上で工事監督員へ交付する。(例:配置予定技術者調書において、技術者が複数の候補者により記載されている場合、評価対象とした技術者が分かるようにする。)</p> <p>例1: 配置予定技術者調書において、技術者が複数の候補者により記載されている場合、評価対象とした技術者が分かるようにする。</p> <p>例2: 地域の守り手確保等調書(2)の「地域企業の活用&lt;適用1&gt;」で共同企業体の場合、出資比率が分かるようにする。</p>
--



36 ガイドラインⅢ-3-4 履行確認・ペナルティ・評価結果の確認について

「(2)減点・ペナルティ」について

評価が下がる項目の組合せ				減点数
資格	継続教育	優秀技術者等表彰	技術者の配置経験	
○	○	○	○	5点
○		○	○	5点
○	○		○	5点
○	○	○		5点
○			○	4点
○		○		4点
○	○			4点
	○	○	○	3点
○				3点
		○	○	2点
	○	○		2点
	○		○	2点
	○			1点
		○		1点
			○	1点

注 表中の「○」は、交代した配置予定技術者を示す。

### 37 ガイドラインⅢ－4－1評価点事後審査方式の試行について

農政部が発注する簡易型総合評価落札方式の適用工事において、技術評価時の事務負担の軽減を図ることを目的に、入札参加者から技術評価項目申請書の各評価項目について自己採点を行った「評価点事後審査方式自己採点申請書」(以下、「自己採点申請書」という。)(様式-12)の提出を求め、入札執行後に自己採点の評価内容が明らかとなる技術資料に基づく評価の審査を行ったうえで、落札者を決定する方式(以下、「評価点事後審査方式」という。)の試行を行う。

#### (1)評価点事後審査方式

##### ア 対象工事の選定

評価点事後審査方式を行う工事は、施工実績審査タイプを適用する工事の中から、(総合)振興局において選定するものとする。

##### イ 入札の公告

支出負担行為担当者は、入札の公告に当たっては、要領3に掲げる事項のほか、「当該入札は、「自己採点申請書」により、落札候補者を選定し、落札候補者から提出のあった技術資料に基づく評価の審査を入札執行後に行う試行工事であること」を周知するものとする。

##### ウ 入札の方法等

###### (ア) 「自己採点申請書」の提出

「自己採点申請書」(様式-12)の提出は、競争参加資格確認申請と同時に、求めるものとする。

###### (イ) 「技術評価項目申請書」の提出

「技術評価項目申請書」(別記様式)の提出は、入札書と同時に、求めるものとする。

###### (ウ) 落札候補者の選定

支出負担行為担当者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、落札者決定基準において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値(以下、「評価値」という。)を、「入札金額」と「自己採点申請書」により算出し、評価値の最も高い第一順位の者を落札候補者として選定する。

###### (エ) 技術評価項目の審査等

提出のあった技術資料に基づく「自己採点申請書」の審査及び評価は、落札決定基準に基づき支出負担行為者が決定するものとする。

技術資料に基づく審査は、評価値の最も高い第一順位の落札候補者について行うものとし、技術資料の審査の結果、第一順位の落札候補者の自己採点に誤りがあり、評価値の順位に変動が生じた場合は、評価値の高い方から第二順位の者を落札候補者として選定し、技術資料に基づく審査を行うものとする。なお、第二順位の落札候補者の自己採点に誤りがあり評価値の順位に変動が生じた場合は、評価値の高い方から第三順位の者を落札候補者とし、以降、順位に変動が生じない時点まで、順に審査及び評価を行うものとする。

なお、技術評価項目申請書の記載内容を証明する資料のない場合、該当する評価項目の評価値を「0点」として扱うものとする。

開札後、発注者において落札候補者以外の「自己採点申請書」と「技術評価項目申請書」の確認は行わないものとする。

##### エ 落札者の決定等

支出負担行為担当者は、最も評価値の高い者を落札者とする。

この場合において、最も評価値の高い者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

##### オ 自己採点申請書の評価基準

(ア) 支出負担行為担当者は、入札参加者が「自己採点申請書」により行った各項目の自己採点を超える評価は行わない。

(イ) 支出負担行為担当者は、落札候補者の自己採点に誤りがあった場合は、自己採点を超えない範囲で、評価値を修正するものとし、ペナルティなどの措置は講じないものとする。

##### カ 技術評価項目の評価結果の通知

支出負担行為担当者は、自己採点申請書の審査及び評価の対象となった落札候補者のうち、自己採点に誤りがあり支出負担行為担当者が修正した場合に限り、対象となる者に通知することとし、それ以外の場合は通知しない。

##### キ 技術評価項目の評価結果の説明

技術評価項目の評価結果の苦情については、「簡易型総合評価落札方式の試行の取扱いについて」(平成18年5月18日付け建情第207号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)、「簡易型総合評価落札方式の試行の運用について」(平成18年5月25日建情第252号建設部長通達)によることとするが、苦情の申立てができる者は、技術評価項目の評価結果の通知を受けた者とする。

ク 公表

公表は、「簡易型総合評価落札方式の試行の取扱いについて」(平成18年5月18日付け建情第207号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)、「簡易型総合評価落札方式の試行の運用について」(平成18年5月25日建情第252号建設部長通達)によることとする。

(2) 評価点事後審査方式自己採点方式(入札時提出型)の試行概要

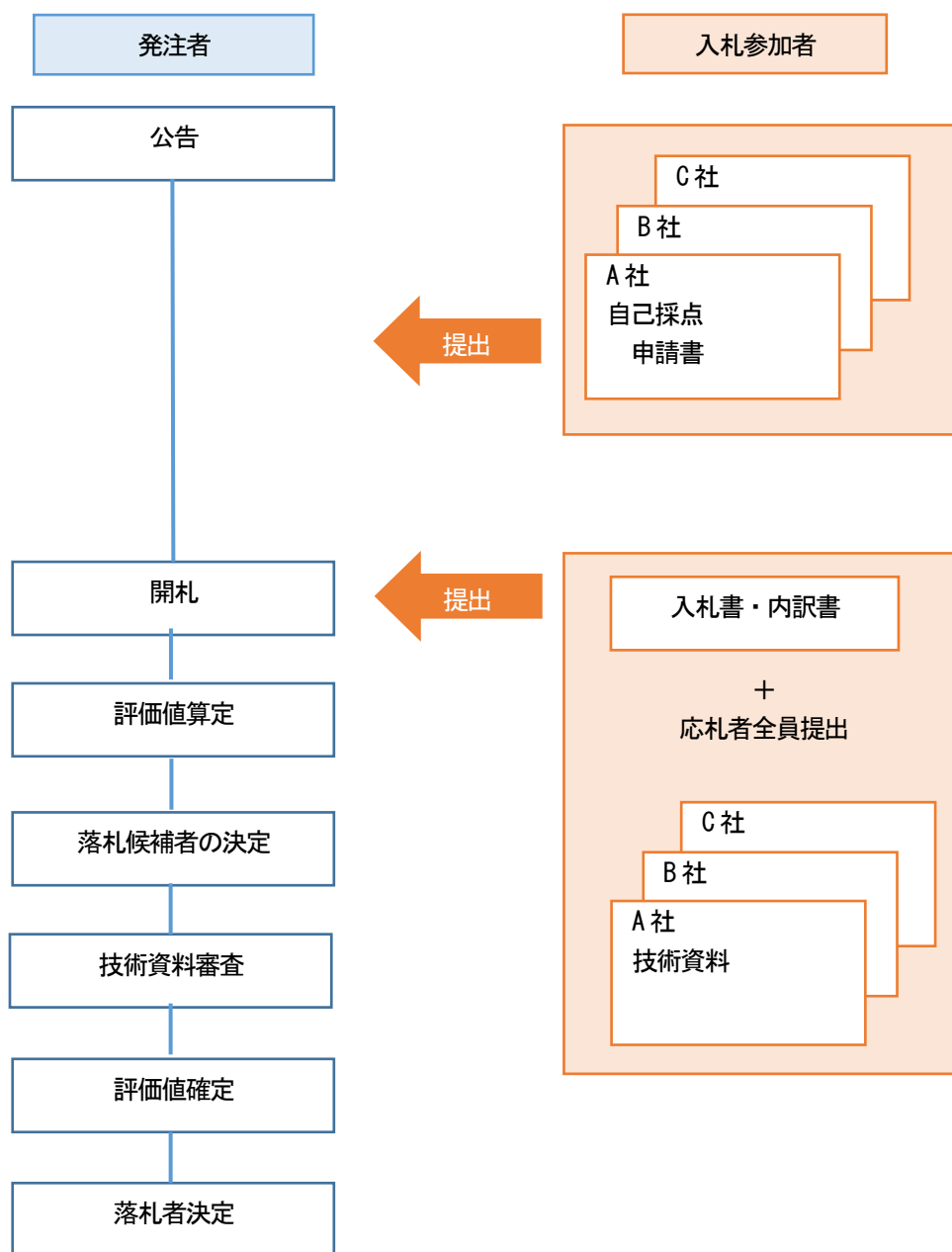


表 E

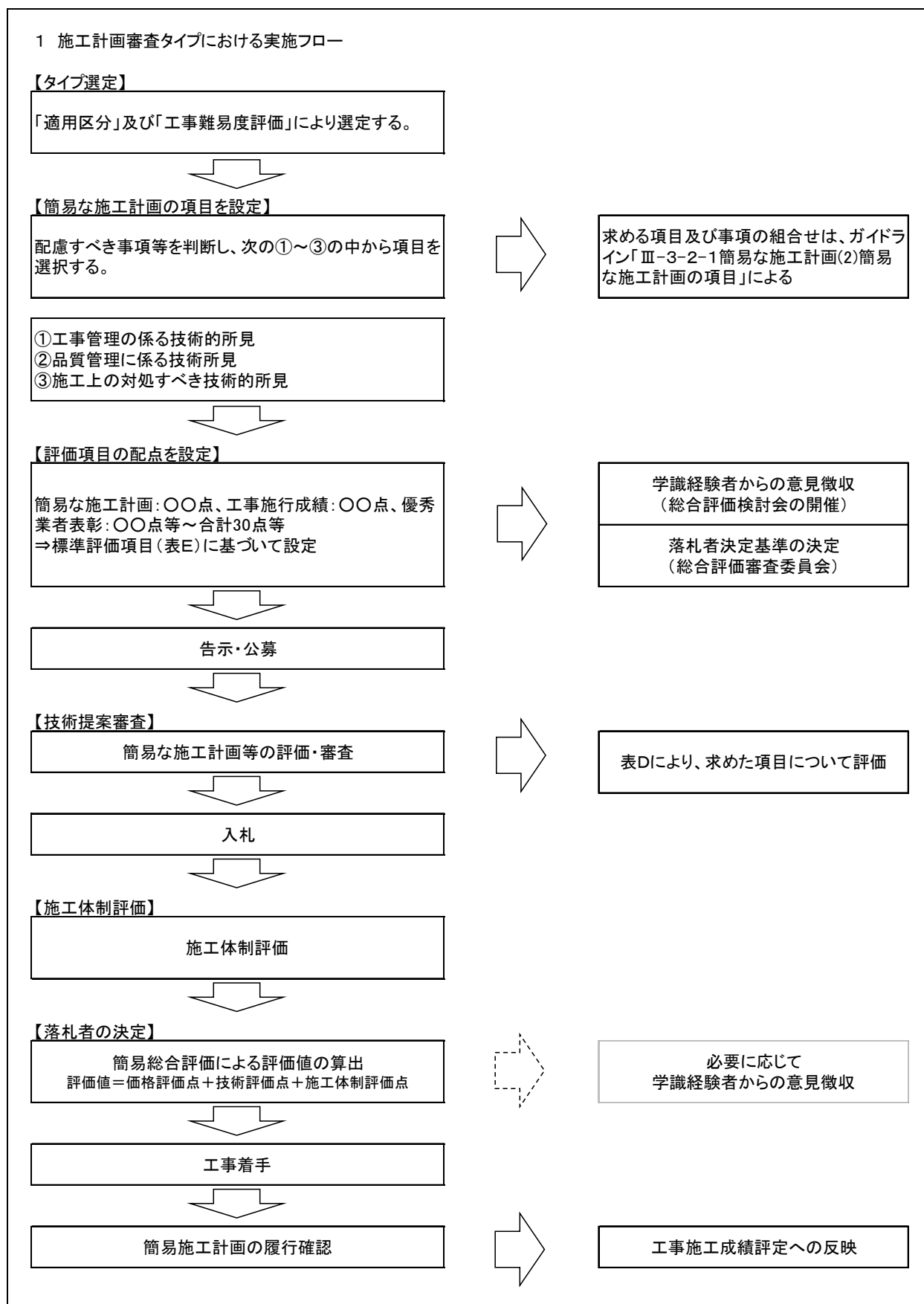
各タイプ標準評価項目

技術評価項目		評価基準		施工計画		施工実績		
			評価点	配点	小計	配点	小計	
簡易な 施工計画	①工程管理に係わる 技術的所見	配点=加点評価項目数÷評価対象項目数×5.0点		5.0	10.0	-		
	②品質管理に係わる 技術的所見	配点=加点評価項目数÷評価対象項目数×5.0点		5.0				
	③施工上の対処すべき 技術的所見	配点=加点評価項目数÷評価対象項目数×5.0点		5.0				
企業の 施工能力	工事施行成績	北海道発注工事の当該工事と同じ入札参加資格による工事施行成績の平均点は、過去2年間の平均点を基本とする。ただし、過去2年間に実績の無い企業は当面の措置として、過去4年間の平均点で評価する。	93点 ≤ 平均点	7.50	7.5	7.5		
			91点 ≤ 平均点 < 93点	7.00				
			89点 ≤ 平均点 < 91点	6.50				
			87点 ≤ 平均点 < 89点	6.00				
			85点 ≤ 平均点 < 87点	5.50				
			83点 ≤ 平均点 < 85点	5.00				
			81点 ≤ 平均点 < 83点	4.50				
			79点 ≤ 平均点 < 81点	4.00				
			77点 ≤ 平均点 < 79点	3.50				
			平均点 < 77点	3.00				
	北海道農政部工事等優秀業者表彰(道新技術・新製品開発賞含む)	過去1~3年間に表彰あり	1.00	1.0	1.0	11.0	1.0	
		過去4~5年間に表彰あり	0.50					
		なし	0.00					
		ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得	0.50	0.5	0.5		
			なし	0.00				
	過去10年間の同種工事の経験	同種工事の実績が当該工事規模以上	1.00	1.0	1.0			
		同種工事の実績が当該工事規模の1/2以上	0.75					
		同種工事の実績が当該工事規模の1/2未満	0.50					
		なし	0.00					
	地域精通度(施工実績)	過去10年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.00	1.0	1.0			
			0.90					
			0.70					
			0.60					
			0.40					
			0.30					
			0.00					
配置予定技術者	主任(監理)技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一般土木施工管理技士・一般建設機械施工技士 一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士 (有資格期間10年以上) 二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間5年以上) 二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 上記以外	1.00	1.0	1.0			
			0.75					
			0.50					
			0.25					
			0.00					
	主任(監理)技術者の継続教育	CPDの証明あり(推奨単位以上取得)	0.50	0.5	2.5	0.5	2.5	
			なし					0.00
	主任(監理)技術者の(総合)振興局優秀技術者等表彰	過去1~3年間に表彰あり	0.50	0.5	0.5			
			過去4~5年間に表彰あり					0.25
			なし	0.00				
	主任(監理)技術者等の配置経験	過去5年間に同種工事の配置経験あり	0.50	0.5	0.5			
			過去10年間に同種工事の配置経験あり					0.25
		なし	0.00					
担い手の育成・ 確保	技術者の追加配置	一級・二級土木施工管理技士又は一級・二級建設機械施工技士の追加配置あり	0.50	0.5	0.5			
			なし				0.00	
	技術職員の育成・確保	①又は②の大きい方	①若年技術職員の育成・確保 技術職員の35歳未満の割合が15%以上又は新規技術者(35歳未満)が1%以上 ②技術職員総数の確保 技術職員の総数が、同数以上 技術職員の総数の減少が、2人以下 技術職員の総数の減少が、3人以上	0.50	0.5	0.5		
				上記該当なし				0.00
	地域での 選択 項目	新規の雇用	項目数は3項目以上、配点に応じて適宜設定	0.50	2.5	2.5		
				0.00				
				0.00				
				0.50				
				0.00				
				0.50				
				0.00				
				0.00				
				0.00				
				0.00				
		参考値						
地域の守り手 確保	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	1.00	1.0	1.0			
			0.75					
			0.50					
			0.00					
			0.00					
	地域での選択項目	農業農村の有する多面的機能の維持増進活動	過去3カ年度継続した活動	1.00	1.0	1.0		
				過去2カ年度継続した活動				0.75
				継続していない複数年度の活動				0.50
				単年度の活動				0.25
				なし				0.00
			参考値					
	地域社会 貢献	緊急時の応急措置の実績	過去5年間に工事箇所と同じ(総合)振興局管内の実績あり	0.50	4.0	4.0		
0.00								
0.00								
0.50								
0.00								
0.50								
0.00								
0.00								
0.50								
0.00								
		参考値						
その他	地域独自設定項目	各発注機関が独自に設定できる項目とする	適宜	2.0	2.0			
			0.50					
			0.25					
			0.00					
			0.00					
	地域経済への波及	地域企業の活用	適用1 20%以上 地域内企業の活用比率 10%以上20%未満 適用2 10%未満 下請活用計画の企業所在地が工事箇所と同じ市町村及び隣接市町村管内 下請活用計画の企業所在地が工事箇所と同じ(総合)振興局管内	0.50	2.0	2.0		
				0.25				
				0.00				
				0.50				
				0.25				
地域経済活性化 評価	地域経済活性化評価	工事予定入札額の5.0%以上 工事予定入札額の2.5%以上	0.50	2.0	2.0			
			0.25					
			0.00					
			0.50					
			0.25					
地域建設業経営環境評価	評価比率	評価比率<0.25 0.25≤評価比率<0.50 0.50≤評価比率<0.75 0.75≤評価比率<1.00 1.00≤評価比率<1.25 1.25≤評価比率<1.50 1.50≤評価比率	(2.50)	(2.5)	(2.5)	(2.5)		
			(2.10)					
			(1.70)					
			(1.30)					
			(0.90)					
			(0.50)					
			(0.00)					
計(満点)				30.0	20.0			
減点項目		評価基準		配点				
過去6ヶ月の措置による減点		重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求を受けた事例あり 総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり		(0.00)		-1.0		

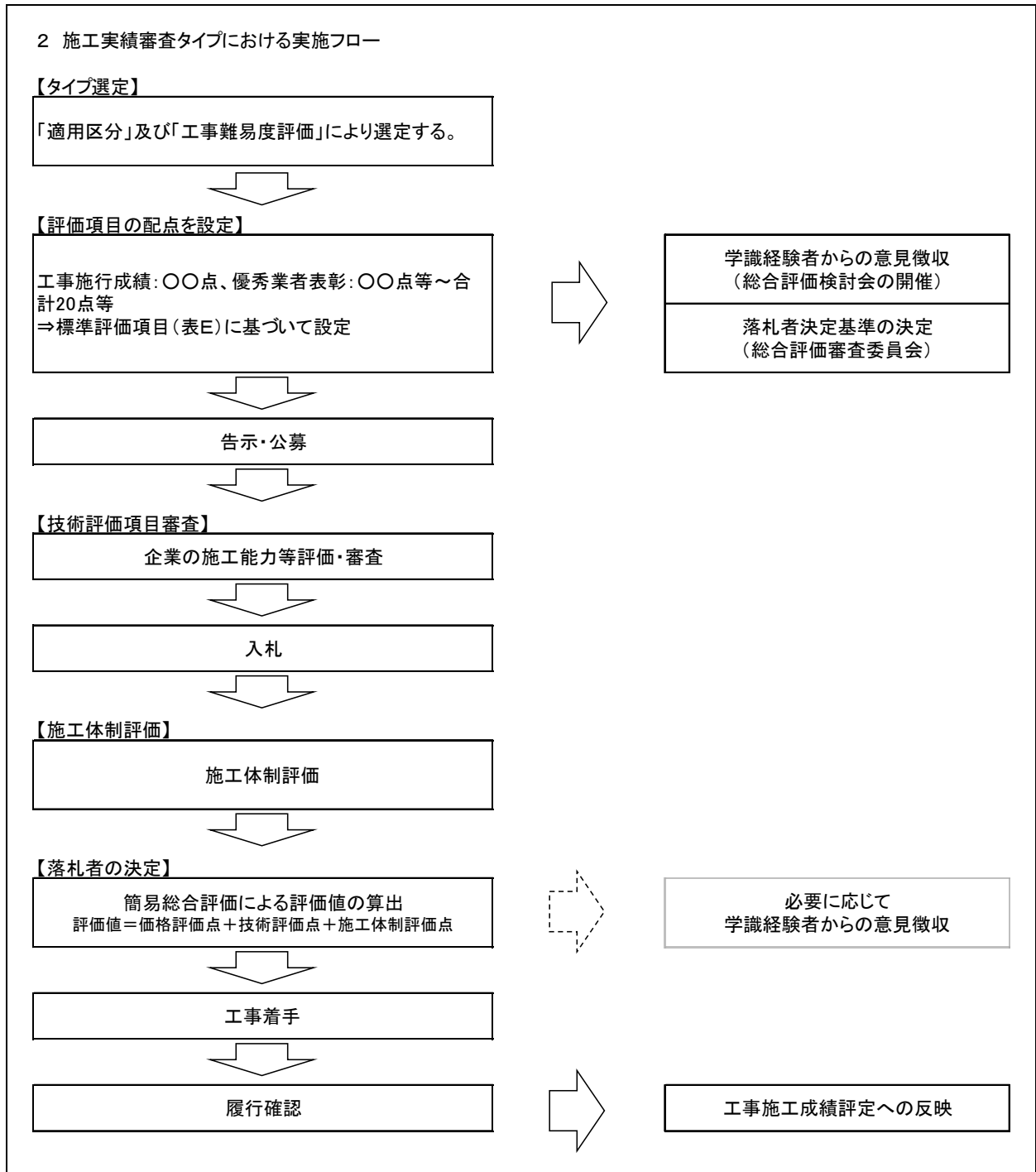
\*施工計画、施工実績とは、施工計画審査タイプ、施工実績審査タイプをいう。

### 38 ガイドラインⅣ資料編のⅣ－1簡易型総合評価落札方式実施フロー

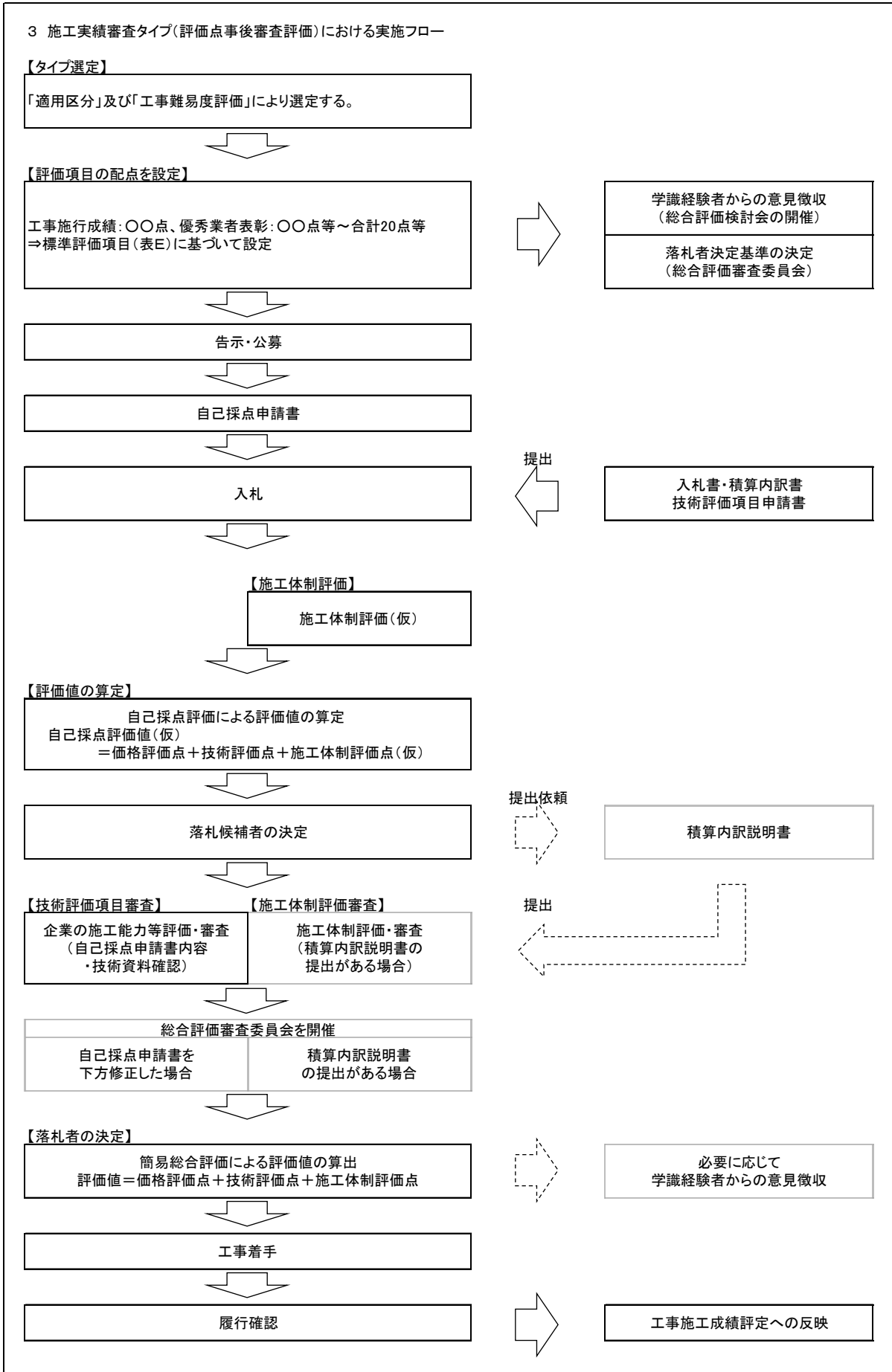
「1施工計画審査タイプにおける実施フロー」について



「2施工実績審査タイプにおける実施フロー」について



「3 施工実績審査タイプ(評価点事後審査方式)における実施フロー」について



39 ガイドラインⅣ－2特記仕様書(簡易型総合評価落札方式)について  
特記仕様書への追加記載事項について、次のとおり例示する。

(1) 施工計画審査タイプ

技術評価項目について

1 責任の所在

発注者が技術評価項目を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2 技術評価項目に係る履行確認

簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保、地域経済活性化評価に係る技術評価項目については、工事完了時において履行状況について確認を行う。

3 技術評価項目に係るペナルティ

技術評価項目について、受注者が自らの責により申請を遵守することができない場合は、工事施行成績採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

(1) 簡易な施工計画

ア 減点は、入札時に評価した簡易な施工計画の不履行が発生した場合で、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、1項目当たり最大5点とする。

(2) 配置予定技術者

ア 減点は、交代した技術者の資格、継続教育、優良技術者等表彰、配置経験の合計点が、入札時に評価した合計点より劣り、評価が下がる場合に実施する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

イ 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大5点とする。

ウ 追加配置技術者が交代する場合において、評価基準に該当しないことが判明した場合は、減点5点とする。

(3) 担い手の育成・確保、地域の守り手確保、地域独自設定項目の不履行による減点

ア 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、1項目当たり一律5点とする。

(4) 地域経済活性化評価

ア 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、5点とする。

※地域での選択項目、及び地域独自設定項目で、履行確認が不要となる評価項目については削除する。



(2) 施工実績審査タイプ

技術評価項目について

1 責任の所在

発注者が技術評価項目を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2 技術評価項目に係る履行確認

配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保、地域経済活性化評価に係る技術評価項目については、工事完了時において履行状況について確認を行う。

3 技術評価項目に係るペナルティ

技術評価項目について、受注者が自らの責により遵守することができない場合は、工事施行成績採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

なお、受注者の責によらない場合は、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

(1) 配置予定技術者

ア 減点は、交代した技術者の資格、継続教育、優良技術者等表彰、配置経験の合計点が、入札時に評価した合計点より劣り、評価が下がる場合に実施する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

イ 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大5点とする。

ウ 追加配置技術者が交代する場合において、評価基準に該当しないことが判明した場合は、減点5点とする。

(2) 担い手の育成・確保、地域の守り手確保、地域独自設定項目の不履行による減点

ア 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、1項目当たり一律5点とする。

(3) 地域経済活性化評価

ア 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、5点とする。

※地域での選択項目、及び地域独自設定項目で、履行確認が不要となる評価項目については削除する。

#### 40 ガイドラインⅣ－4様式集について

簡易型総合評価落札方式の様式は、次のとおりとする。

- 別記様式 技術評価項目申請書
- 様式 - 1 簡易な施工計画【工程管理に係る技術的所見】
- 様式 - 2 簡易な施工計画【品質管理に係る技術的所見】
- 様式 - 3 簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】
- 様式 - 4 企業の施工能力等調書
- 様式 - 5 配置予定技術者調書(総合評価用)
- 様式 - 6 担い手の育成・確保、地域の守り手確保調書
- 様式 - 7 地域経済活性化評価(計画)調書
- 様式 - 8 地域経済活性化評価(実績)調書
- 様式 - 9 重要な瑕疵に伴う修補(損害賠償)及び総合評価落札方式技術提案不履行報告書
- 様式 - 10 地域企業の活用(実績)調書
- 様式 - 11 地域建設業経営環境評価調書
- 様式 - 12 評価点事後審査方式 自己採点申請書
- 別紙 地域精通度に関する調書

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

競争入札参加希望者  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
(共同企業体の場合は企業体名を冠にすること)

## 技術評価項目申請書

簡易型総合評価落札方式のための技術評価項目申請書を提出します。添付資料の内容については事実に相違ないことを誓約します。

記

### 1 工 事 名

### 2 技術評価項目

- ▶ (1) 工程管理に係る技術的所見 (様式-1)
- ▶ (2) 品質管理に係る技術的所見 (様式-2)
- ▶ (3) 施工上の対処すべき技術的所見 (様式-3)
- ▶ (4) 企業の施工能力 (様式-4)
- ▶ (5) 企業の施工能力(同種工事の経験) (コリンズの登録内容確認書の写し等)
- ▶ (6) 配置予定技術者 (様式-5)
- ▶ (7) 地域精通度(施工実績)(コリンズの登録内容確認書の写し)
- ▶ (8) 担い手育成・確保、地域の守り手確保 (様式-6)
- ▶ (9) 地域経済活性化評価(様式-7)
- ▶ (10) 地域建設業経営環境評価(様式-11)

### 3 問い合わせ先

担 当 者 :  
部 署 :  
電話番号 :

注 技術提案の(1)から(10)については、発注者から求められている事項以外は、適宜、削除すること。

注 様式1、様式2、様式3については、会社(企業名)を記載したものと併せて記載していないものを提出すること。

注 地域建設業経営環境評価(様式-11)【別紙 留意事項】は提出不要とする。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

### 簡易な施工計画【工程管理に係る技術的所見】

工 事 名 : NETIS掲載技術が無い場合、工程管理に係る技術的所見、品質管理に係る技術的所見の2項目での評価では、2項目×2事項×1所見=4枚まで資料を添付できる。  
 会 社 (企業体) 名 :

事 項	所見の具体的内容	評 価
<p>(記入例)</p> <p>異常気象や緊急時の対応において、工程遅延防止のための、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫</p> <p>① . . . . .</p>	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する                  ア 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止                  イ 工期等の制約条件下で、主たる工種における作業の効率化                  ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等                  エ その他 (個別の工事毎に、具体的に設定)                  ※ア～エは、表D評価表と連動</p> <p>NETIS掲載技術の場合、技術NETIS番号○○-○○○○○○○-○を記載する。※添付資料は不要</p>	<p>○</p>
<p>(記入例)</p> <p>工程等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業をの効率化を図る技術的な工夫</p> <p>① . . . . .</p>	<p>入札参加者が左記の事項について、工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡素に記述する。                  ※事項ごとに、1つの所見とする。</p>	<p>○</p>

※ 本表は、落札者決定基準の別表として添付し、入札参加者へ提示する。

※評価  
 ○ : 加点評価する  
 - : 加点評価しない  
 × : 実施不可

- 注1 A4用紙1枚以内にまとめること。  
 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイントを基本とする。  
 3 所見でNETIS掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。  
 また、NETIS掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外の新技术・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて、その技術内容や効果が把握出来るカタログ等の資料を技術的所見毎に1枚に限り、添付可能とする。なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。  
 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。  
 なお、差し替え及び再提出は認めない。 (用紙寸法 日本工業規格A4)

### 簡易な施工計画【品質管理に係る技術的所見】

工 事 名 NETIS掲載技術が無い場合、工程管理に係る技術的所見、品質管理に係る技術的所見の2項目での評価では、2項目×2事項×1所見=4枚まで資料を添付できる。  
 会 社 (企業体) 名

■評価テーマ	〇〇について { 発注者が指定した「品質管理の対象」 }
--------	---------------------------------

事 項	所見の具体的内容	評 価
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫	① . . . . . 工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する ア 品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫 イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫 ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫 エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定） ※ア～エは、表D評価表と連動 NETIS掲載技術の場合、技術NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。※添付資料は不要	○
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中行う品質管理に係る技術的な工夫	① . . . . . 入札参加者が左記の事項について、品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的な工夫を具体的、かつ簡素に記述する。 ※事項ごとに、1つの所見とする。	○

※ 本表は、落札者決定基準の別表として添付し、入札参加者へ提示する。

※評価  
 ○：加点評価する  
 ー：加点評価しない  
 ×：実施不可

- 注1 A4用紙1枚以内にまとめること。  
 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイントを基本とする。  
 3 所見でNETIS掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。  
 また、NETIS掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外の新技術・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて、その技術内容や効果が把握出来るカタログ等の資料を技術的所見毎に1枚に限り、添付可能とする。なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。  
 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。  
 なお、差し替え及び再提出は認めない。 (用紙寸法 日本工業規格A4)

### 簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】

工 事 名 : NETIS掲載技術が無い場合、工程管理に係る技術的所見、品質管理に係る技術的所見の2項目での評価では、2項目×2事項×1所見=4枚まで資料を添付できる。  
 会 社 (企業体) 名 :

事 項	所見の具体的内容	評 価
<p>(記入例)</p> <p>周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫</p>	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する                  ア 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫                  イ 安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫                  ウ 安全・安心な作業現場の確保に加え、一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫                  エ その他(個別の工事毎に、具体的に設定)                  ※ア～エは、表D評価表と連動</p> <p>① . . . . .</p> <p>NETIS掲載技術の場合、技術NETIS番号○○-○○○○○○○-○を記載する。※添付資料は不要</p>	<p>○</p>
<p>(記入例)</p> <p>安全・安心な作業現場の確保に加え、一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫</p>	<p>① . . . . .</p> <p>入札参加者が左記の事項について、仕様書等に規定されている対応方法に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡素に記述する。                  ※事項ごとに、1つの所見とする。</p>	<p>—</p>

※ 本表は、落札者決定基準の別表として添付し、入札参加者へ提示する。

※評価  
 ○ : 加点評価する  
 — : 加点評価しない  
 × : 実施不可

- 注1 A4用紙 1枚以内にまとめること。  
 2 ワードソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイントを基本とする。  
 3 所見でNETIS掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。  
 また、NETIS掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外の新技术・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて、その技術内容や効果が把握出来るカタログ等の資料を技術的所見毎に1枚に限り、添付可能とする。なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。  
 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。  
 なお、差し替え及び再提出は認めない。 (用紙寸法 日本工業規格A4)

### 企業の施工能力等調書

工 事 名 :  
 会 社 (構成員) 名 :

◎ 工事施行成績の評価対象は、(総合)振興局調整課又は農村振興課注工事で、 年1月1日から 年12月31日までの期間に、完成通知(元請)を受け、その後引渡が完了した工事とする。  
 (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)  
 ◎ 工事施行成績は、当該工事と同じ入札参加資格の工種による工事のものを対象とする。

工 事 名	完成年月日	コリンズ番号	請 負 人 名	工事施行成績評定点
合 計 件 数	件	合計点数		
		平均点		

※ 平均点は、小数第2位を切り捨て1位止めとする。  
 ※ 共同企業体の構成員としての実績の場合、請負人名欄は共同企業体の名称を記入する。

北海道農政部工事等優秀業者表彰(知事感謝状)等の有無 (あり・なし)

※ 表彰がある場合は、下欄に表彰年月日及び部門等を記入する。(農政部工事又は建設部舗装部門)  
 ※ 共同企業体の場合は、表彰のある会社名を記入する。

部 門		表 彰 年 月 日	年 月 日
会 社 名			
表 彰 種 類	道新技術・新製品開発賞	表 彰 年 月 日	年 月 日
会 社 名			
表 彰 種 類		表 彰 年 月 日	年 月 日
会 社 名			

ISOマネジメントシステムの取得(登録)の有無 (あり・なし)

※ 取得(登録)している場合は、下欄に登録年月日、登録番号及び有効期限を記入し、登録証書の写しを併せて提出する。

登録年月日	年 月 日	登録番号	
有効期限	年 月 日		

配置予定技術者調書（総合評価用）

工 事 名：  
 会 社（構成員）名：

氏 名		〇〇 〇〇		
生 年 月 日		年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生
資 格	種 類	〇級〇〇施工管理技士		
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号			
	種 類	技術士（〇〇部門）		
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号			
	種 類			
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
継続教育 の取得単位	団 体 名	連 合 会	単 位	単 位
		技術士会	単 位	単 位
		農業農村	単 位	単 位
		土木学会	単 位	単 位
配置経験	工 事 名			
	発注機関名			
	施 工 場 所			
	契 約 金 額			
	契 約 工 期			
	従 事 役 職			
	工 事 内 容			
優秀技術者等表彰	表彰の有無		あり・なし	あり・なし
	表彰年月日		年 月 日	年 月 日
	表彰機関名		〇 〇 振興局	〇 〇 振興局
	申請の有無		あり・なし	あり・なし
	他工事と 兼任予定	あり・参加申請中・なし		あり・参加申請中・なし
		入札日		
定 兼 工 兼 事 予	工 事 名			

- 注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。
- 2 配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者により提出することができる。ただし、この場合については、各候補者のうち評価の合計が最も低い者で評価する。
- 3 配置予定技術者の候補者が4名以上となる場合は、本様式を複数枚作成し、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。
- 4 記載内容を証明する資料として、資格を証する書面、CPD受講証明書及び表彰状等の写しを併せて提出すること。
- 5 継続教育の団体名欄に記載の団体名は、以下の略である。
- ・ 連 合 会 : (一社)全国土木施工管理技士会連合会
  - ・ 技術士会 : (公社)日本技術士会
  - ・ 農業農村 : (公社)農業農村工学会技術者継続教育機構
  - ・ 土木学会 : (公社)土木学会
- 6 配置経験の従事役職の欄には、現場代理人、主任技術者、監理技術者の別を記入する。
- 7 現場代理人、主任技術者、監理技術者として配置されたことを証明できる資料を提出すること。
- 8 配置経験欄の工事内容は、当該公告で求めた工事工種とする。ただし、工事規模は問わない。
- 9 優秀技術者等表彰は、当該（総合）振興局調整課又は農村振興課発注工事における表彰について評価する。（なお、他工事と兼任する場合において、（総合）振興局発注の兼任する他工事の総合評価で評価された場合、また、当工事の入札時点で他工事で評価され落札予定者となった場合は、当工事では評価しない。）
- 10 優秀現場代理人表彰を申請する場合、他工事との兼任、工事名、工期を記入すること。（当（総合）振興局発注の工事を記入。）なお、他工事と兼任予定欄の「あり」は既発注工事、「参加申請中」は本様式提出時点で他に兼任を予定している入札参加申請中の工事がある場合。

（用紙寸法 日本工業規格A4）



担い手の育成・確保 調書 (1)

工 事 名 :

会 社 (企業体) 名 :

技術者の追加配置

氏 名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生
資 格 種 類	〇級〇〇施工管理技士	〇級〇〇施工管理技士	〇級〇〇施工管理技士
取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
登録番号			
種 類			
取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
登録番号			
種 類			
取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
登録番号			

- 注1 共同企業体で申請する場合は、申請する構成員が作成し提出すること。  
 2 追加技術者を特定出来ない場合は、複数の候補者により提出することが出来る。  
 3 追加技術者の候補者が4名以上となる場合は、本様式を複数枚作成し、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。  
 4 記載内容を証明する資料として、資格を証する書面の写しを併せて提出すること。

技術職員の育成・確保

(事前登録済みの会社は提出不要)

①若年技術職員の育成・確保

- ・ 技術者の35歳未満の割合が15%以上 ( 該当 ・ 非該当 )
- ・ 35歳未満の新規技術者の割合が1%以上 ( 該当 ・ 非該当 )

※直近の有効な経営規模等評価結果通知書(総合評価値通知書)の写しを提出する。

上記通知書の記載

- ・ 若年技術職員の継続的な育成及び確保「該当」=技術者の35歳未満の割合が15%以上
- ・ 新規若年技術職員の育成及び確保「該当」=35歳未満の新規技術者の割合が1%以上

②技術職員総数の確保

- ・ 技術職員の総数が同数以上 ( 同数以上 ・ 2人以下減少 ・ 3人以上減少 )

※ 直近の前の経営規模等評価結果通知書(総合評価値通知書)の写しを提出する。  
 直近の前の経営規模等評価結果通知書(総合評価値通知書)と、①若年技術職員の育成・確保で提出された直近の経営規模等評価結果通知書(総合評価値通知書)で確認する。

ア 直近の経営規模等評価結果通知書(総合評価値通知書)に記載されている技術職員の総数		増減数
イ 直近の前の経営規模等評価結果通知書(総合評価値通知書)に記載されている技術職員の総数		

- 注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。  
 2 経営規模等評価結果通知書(総合評価値通知書)(以下、「通知書」)に記載されている技術職員の総数は、通知書の「技術職員」欄の最下段「合計」欄に記載された「一級、基幹、二級、その他」の人数を集計した総数を記載すること。  
 3 用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

担い手の育成・確保 調書（2）

工 事 名：  
会 社（企業体）名：

新規の雇用実績の有無 <span style="float: right;">（ あり ・ なし ）</span>			
※ 共同企業体の場合は、雇用実績のある会社名を記入する。 ※ 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者の雇用。また、過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者の雇用がある場合は、下欄に雇用者の氏名等を記入するとともに、雇用関係の判断できる資料を併せて提出する。			
会 社 名			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生	採用時の年齢	才
新 卒 者	卒業学校名		
	卒業年月日	年 月 日卒業	
	【提出資料】 ①卒業証書又は卒業証明書の写し ②雇用契約書の写しなど雇用契約の内容がわかる書類 ③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し +健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し +源泉徴収簿の写し ⑤3ヶ月以上継続雇用されていることがわかる書面（賃金台帳の写しなど）		
離 職 者	会 社 名		
	【提出資料】 ①解雇通知書又は離職証明書の写し ②雇用契約書の写しなど雇用契約の内容がわかる書類 ③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し +健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し +源泉徴収簿の写し ⑤3ヶ月以上継続雇用されていることがわかる書面（賃金台帳の写しなど）		

労働環境改善	
雇用環境への取組	
※ 建設雇用優良事業所表彰がある場合は、下欄に表彰の別及び表彰年月日を記入し、表彰を証明する資料（表彰状等の写し）を併せて提出する。また、令和3・4年度北海道建設工事等競争入札参加資格審査において「通年雇用」で評価された企業を評価	
表 彰 年 月 日	年 月 日
仕事と家庭の両立支援の取組	
・「北海道働き方改革推進企業認定」の「仕事と子育て・介護等の両立」の取組 <span style="float: right;">（ あり ・ なし ）</span> ・「北海道あったかファミリー応援企業」の認定 <span style="float: right;">（ あり ・ なし ）</span> ・次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定 <span style="float: right;">（ あり ・ なし ）</span>	

- 注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。
- 2 「北海道働き方改革推進企業認定」、「北海道あったかファミリー応援企業」による評価の場合は、認定証の写しを提出すること。
- 3 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」による評価の場合は、策定届（変更届）の写しを提出すること。

その他 ※（総合）振興局が独自に設定できる。
---------------------------

- 注1 発注者から求められている事項以外は、適宜、削除すること。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全○葉の内○号」と記入すること。

（用紙寸法 日本工業規格A4）

担い手の育成・確保 調書（3）

工 事 名：  
 会 社（企業体）名：

高年齢者継続雇用の取組

※高年齢者については、令和2年4月1日時点で満65歳上の者（昭和30年4月1日以前に生まれた者）で令和2年4月1日以前に雇用し、令和3年4月1日時点で、継続して雇用している者とする。

次のいずれかによる。

- ・令和3・4年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「高年齢者継続雇用対策」の評価（あり・なし）
- ・高年齢者を継続雇用している実績（あり・なし）

雇用年月日	年 月 日
被雇用者氏名	
被雇用者年齢	満 歳（令和2年4月1日時点）
被雇用者生年月日	年 月 日
勤務先名称	
勤務先の所在地 （都道府県・市町村名のみ）	

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。  
 2 入札参加者は、下記のいずれかの書類を提出すること。  
 ・健康保険被保険者証の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し。  
 ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び出勤簿や賃金台帳等の雇用していることを証明する書類の写し。  
 ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し。  
 3 複数人該当する場合は、いずれか1名の記入及び添付資料を提出すること。

女性の活躍支援の取組

次のいずれかによる。

- ・令和3・4年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「女性活躍支援」の評価（あり・なし）
- ・「北海道働き方改革推進企業認定」の「女性」の取組（あり・なし）
- ・「なでしこ応援企業認定企業」の認定（あり・なし）
- ・女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定（あり・なし）

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。  
 2 「北海道働き方改革推進企業認定」、「北海道あったかファミリー応援企業」による評価の場合は、認定証の写しを提出すること。  
 3 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」による評価の場合は、策定届（変更届）の写しを提出すること。

その他  
 ※（総合）振興局が独自に設定できる。

注1 発注者から求められている事項以外は、適宜、削除すること。  
 2 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。

（用紙寸法 日本工業規格A4）

地域の守り手確保 調書 (1)

工 事 名 :

会 社 (企業体) 名 :

主たる営業所の所在地	営業所名	
	住 所	

- 注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。  
 2 乙型共同企業体(分担施工方式)の場合の工事施行成績は、分担する工事と同じ入札参加資格による工事のものを対象とする。  
 3 工事施行成績の記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。

農業農村の有する多面的機能の維持増進活動の実績		(あり・なし)	
申 告 書		確 認 書	
実 施 時 期	活動内容の概要	公 布 日	文 書 番 号
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	

注 確認書の交付を受けている場合は、申告書に記載した実施時期及び活動内容の概要を記入し、併せて確認書の公布日及び文書番号を記入する。

緊急時の応急措置の実績の有無		(あり・なし)	
※ 活動実績がある場合は、下欄にその内容の概略を記入すると共に、活動内容及び活動時期が客観的に判断できる資料を併せて提出する。 ※ 申請者は評価が最も高くなると予想される実績を1つ選択し記載すること。			
緊急時の応急措置場所		応急措置実施日	年 月 日
緊急時の応急措置内容	(応急措置の概略を記入)		

多様な雇用への貢献		(あり・なし)	
① 令和3・4年度北海道建設工事等競争入札参加資格審査において「障がい者の就労支援」を評価 ② 「協力雇用主」は、保護観察所に協力雇用主として登録している企業を評価 ・登録先の保護観察所が発行する証明書の写しを提出する。 ③ 新分野進出優良建設企業表彰の実績がある場合は、下欄に表彰年月日を記入する。 ・表彰を証明する資料(表彰状等の写し)を提出する。			
表 彰 年 月 日		年 月 日	

環境対策の認定制度等の有無		(あり・なし)	
※ 認定(登録)を受けている場合は、下欄に種類、認定(登録)年月日及び認定(登録)期間の終了日を記入すると共に、認定(登録)を証明する資料(認定証書等の写し)を併せて提出する。(4種類のうちいずれかで可)			
種 類	ISO14001・「北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門」・HES・EA2 1		
認定(登録)年月日	年 月 日	期間の終了日	年 月 日

季節労働者等の雇用実績の有無		(あり・なし)	
※ 雇用実績がある場合は、下欄に工事の施工場所及び工期を記入し、雇用労働者就労状況報告書の写しを併せて提出する。 ※ 申請者は評価が最も高くなると予想される実績を1つ選択し記載すること。			
施工場所		工 期	年 月 日

- 注1 発注者から求められている事項以外は、適宜、削除すること。  
 2 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

地域の守り手確保 調書 (2)

工 事 名 :

会 社 (企業体) 名 :

労働安全衛生活動の有無 (あり・なし) ※ 認定(登録)を受けている場合は、下欄に種類、認定(登録)年月日及び認定(登録)期間の終了日を記入すると共に、認定(登録)を証明する資料(認定証書等の写し)を併せて提出する。(3種類のうちいずれかで可) ※ 労働安全コンサルタント等を活用した場合は、下欄に学習の開始日及び終了日を記入すると共に、学習内容が客観的判断できる資料を併せて提出する。			
種 類	建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)・労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS)・労働安全コンサルタントの活用		
認定(登録)年月日	年 月 日	期間の終了日	年 月 日
開 始 日	年 月 日	終 了 日	年 月 日

その他 ※ (総合)振興局が独自に設定できる。
----------------------------

地域企業の活用 <適用1> 地域内企業の活用比率 (あり・なし)	
※ 地域企業活用予定比率について、該当する項目に「レ」を記入する。	
地域内企業活用比率	<input type="checkbox"/> 20%以上 <input type="checkbox"/> 10%以上20%未満 <input type="checkbox"/> 10%未満

地域企業の活用 <適用2> 地域内企業の活用計画の有無 (あり・なし)				
※ 地域内企業の元請施工・地域内企業を一次下請で1社以上活用(5百万円以上)する計画の有無を記入する。				
※ 下請契約を締結した時に施工体制台帳等の写しを工事監督員に提出する。				
元請会社(地域内企業)	会社名		所在地	
一次下請会社(地域内企業)	会社名		所在地	
注1 一次下請会社が複数ある場合は、主たる会社の会社名・所在地を記入すること。 注2 共同企業体で申請する場合は、代表の構成員が作成し提出すること。				

注1 発注者から求められている事項以外は、適宜、削除すること。

2 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全○葉の内○号」と記入すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

### 地域経済活性化評価（計画）調書

工 事 名：  
 会 社（企業体）名：

資材等調達の有無	（ あり ・ な し ）	
調達先市町村名		
地域経済活性化率	（ % ）	

地域経済活性化率は、次式により算出する。

$$\text{地域経済活性化率} = \frac{\text{調達予定金額（円）}}{\text{工事予定入札額（円）}} \times 100 \quad (\%)$$

※ 契約相手方は、施工計画書の提出時に、資材調達予定内訳（品目、規格・寸法、数量、金額）を書面（様式任意）提出すること。

（用紙寸法 日本工業規格A4）

地域経済活性化評価（実績）調書

工 事 名 :

会社（構成員）名 :

I 工事施工に係る必要な資材等を工事場所と同じくする市町村から調達した実績を下欄に記入する。				
調達先市町村名				
II 資材等の調達				
品 目	規格・寸法	数量	単位	支払金額
計				

注1 工事完成通知書と併せて工事監督員へ提出する。  
 履行確認は、支出証拠書類の提示を受け、次式により算出した率で判断する。

地域経済活性化評価（実績）の計算

$$\text{地域経済活性化率（％）} = \frac{\text{支 払 金 額}}{\text{最 終 請 負 金 額}} \times 100$$

（用紙寸法 日本工業規格A4）

重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）及び総合評価落札方式技術評価項目不履行報告書

ア 重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求

振興局名	工事番号	工 事 名	工 期	請 負 金 額（円）	請負業者名	修補（損害賠償）請求日	請 求 内 容

イ 総合評価方式において技術評価項目の不履行

振興局名	工事番号	工 事 名	工 期	請 負 金 額（円）	請負業者名	工事検査日	不履行内容

（用紙寸法 日本工業規格A4）



## 地域企業の活用（実績）調書

工 事 名：  
会 社（企業体）名：

地域企業の活用実績（地域内企業の活用比率）				
①	元請負人名		主たる営業所所在地	
	最終元請金額	(円)	工事の内容	(工事内容の概略を記入)
②	元請負人名		主たる営業所所在地	
	最終元請金額	(円)	工事の内容	(工事内容の概略を記入)
③	元請負人名		主たる営業所所在地	
	最終元請金額	(円)	工事の内容	(工事内容の概略を記入)
<b>最終元請金額合計</b>		(円)		
①	下請負人名		主たる営業所所在地	
	最終下請金額	(円)	下請工事の内容	(工事内容の概略を記入)
②	下請負人名		主たる営業所所在地	
	最終下請金額	(円)	下請工事の内容	(工事内容の概略を記入)
③	下請負人名		主たる営業所所在地	
	最終下請金額	(円)	下請工事の内容	(工事内容の概略を記入)
④	下請負人名		主たる営業所所在地	
	最終下請金額	(円)	下請工事の内容	(工事内容の概略を記入)
<b>最終下請金額合計</b>		(円)		
<b>地域内企業金額合計</b>		(円)	<b>最終請負金額</b>	(円)
			<b>活用比率 (%)</b>	

注1 工事完成通知書と併せて提出する。

2 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全○葉の内○号」と記入すること。

（用紙寸法 日本工業規格A4）

### 地域企業の活用（実績）調書

工 事 名 :

会 社（企業体）名 :

地域企業の活用実績（地域内企業の活用計画）				
①	下請負人名		主たる営業所所在地	
	最終下請金額	(円)	下請工事の内容	(工事内容の概略を記入)
②	下請負人名		主たる営業所所在地	
	最終下請金額	(円)	下請工事の内容	(工事内容の概略を記入)
③	下請負人名		主たる営業所所在地	
	最終下請金額	(円)	下請工事の内容	(工事内容の概略を記入)
④	下請負人名		主たる営業所所在地	
	最終下請金額	(円)	下請工事の内容	(工事内容の概略を記入)
最終下請金額合計		(円)		

注1 工事完成通知書と併せて提出する。

2 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

### 地域建設業経営環境評価調書

工 事 名 :

会 社 ( 企業体 ) 名 :

◎当該年度の未完成工事受注額  
 ※元請として、当該（総合）振興局調整課または農村振興課と契約を締結している工事のうち、当該工事の入札参加資格審査申請書等の締切日の前日までに工事完成検査を実施していない工事（予定を含む）の工事名、受注金額等を下欄に記入する。なお、2・3月入札のゼロ区、ゼロ道、翌債等、実質の工期が次年度以降となる工事においては、2・3月の完成予定工事（入札参加申請締切日前日時点で契約年度内完成予定の工事）を当該年度の未完成工事から除外する。

工事番号	工 事 名	受注者名 (共同企業体名)	工 期	受 注 額	共同企業体の場合の受注額			当該年度未完成工事 受注額 (円) ※共同企業体の場合③を記入
					受注額 (円) ① ※全体額を記入	出資比率 (請負比) ②	構成員として の受注額 (円) ①×②=③	
			~					
			~					
			~					
			~					
			~					
			~					
			~					

◎ 過去5カ年度平均受注額	対象期間 : ( 平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日 )
過去5カ年度平均受注額 (円)	

- 注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。  
 2 共同企業体で施工中の工事おける受注額は、各構成員の出資比率（請負比）により算出した金額とする。  
 なお、算出に当たり1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て円止めとする。  
 3 過去5カ年度平均受注額の各年度受注額で、債務負担行為等の年度を越える工事における受注額は、当該年度の最終支払額とする。  
 ただし、2・3月入札で工期末が次年度となるゼロ区、翌債などの工事については、契約年度の受注額を0円とし、完成年度の受注額はその工事の最終支払額を計上し、計算を行う。  
 4 過去5カ年度平均受注額の算出にあたり1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て円止めとする。  
 5 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

## 地域建設業経営環境評価調書の記載上の留意事項

### 【分母＜過去5カ年度平均受注額＞について】

- ① 対象期間  
平成28年4月1日から令和3年3月31日
- ② 対象工事  
①の期間に元請として、当該（総合）振興局調整課又は農村振興課と契約を締結した工事とする。
- ③ 債務負担工事等の年度を超える工事における受注額は、当該年度の最終支払額とする。  
※ 実際の支払日（振込日）が事務処理上、新年度となっても当該年度として計算する。
- ④ ③の工事のうち、2月～3月入札で工期末が次年度となる「ゼロ国」、「翌債」などの工事は、以下のとおりとする。
  - ・契約年度の受注額：0円
  - ・完成年度の受注額：最終支払額
- ⑤ 平均受注額の算出で1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て円止めとする。

### 【分子＜当該年度未完成工事受注額＞について】

- ① 対象期間  
当該年度
- ② 対象工事  
当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、元請けとして当該（総合）振興局調整課又は農村振興課と契約を締結している工事のうち、工事完成検査を実施していない工事を対象とする。
- ③ 受注額  
④、⑤以外は、当初契約額とする（契約変更があっても当初契約額）
- ④ 債務負担工事等の当初の工期設定が年度を超える工事における受注額は、当該年度の当初における支払予定額とする。  
※ 契約変更で当初の支払予定額が変更になっていても、当初の支払予定額とする。
- ⑤ ④の工事のうち、3年以上の工事において中間年にあたる場合は、当該年度の当初における最新支払限度額とする。
- ⑥ ④の工事のうち、2月～3月入札で工期末が次年度となる「ゼロ国」、「翌債」などの工事は、以下のとおりとする。
  - ・契約年度の受注額：当初契約額
  - ・完成年度の受注額：当初契約額
- ⑦ 当初契約において、契約年度内の工期末を設定していた工事で、受注者の責めに帰さない要因による工期延期等に伴い、年度を超えることとなった場合については、以下のとおりとする。
  - ・契約年度の受注額：当初契約額
  - ・完成年度の受注額：0円
- ⑧ 2・3月のゼロ国、ゼロ道、翌債など、実質の工期が次年度以降となる入札における分子の計算は、2・3月の完成予定工事（入札参加締切日前日時点で契約年度内完成予定の工事）を分子から除外して計算を行い、申請締切日以降に手持ち工事が受注者の責めに帰さない要因により年度を超えることとなった場合においても、分子から除外して計算を行うこととする。
- ⑨ 共同企業体での未完成工事受注額については、出資比率により算出する。



## 地域精通度に関する調書

申請者名 \_\_\_\_\_

受注者名		主たる営業所所在地	
工事名等	工事名		
	発注機関名		
	施工場所	(市町村名)	
	契約金額		
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	受注形態	単体 / 共同企業体 (出資比率%)	
工事概要			

- 注 1 過去10年間の工事箇所と同じ地域（（総合）振興局又は耕地出張所管内）での施工実績を記入すること。
- 2 「受注者名」欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。
- 3 工事施工実績を証明するものとして、コリンズ（工事実績情報サービス）の登録内容確認書（工事実績）の写しを添付すること。
- 4 共同企業体としての実績の場合は、当該共同企業体の協定書及び経常建設共同企業体附属協定書のそれぞれの写しを添付すること。（対象は、出資比率20%以上の場合のものに限る）
- 5 工事実績は、（総合）振興局調整課又は農村振興課発注の最終請負金額5百万円以上の工事で、評価が最も高くなると予想される工事を1つ選択し記載すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)